

令和7年第3回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和7年9月10日（水曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 三瓶 賢一	2番 館 下 憲一	3番 渡邊 初治
4番 菅原 貴子	5番 渡邊 啓子	6番 斎藤 信一
7番 松本 昇	8番 本多 保夫	9番 佐原 佐百合
10番 須藤 軍蔵	11番 武田 悅子	12番 押山 義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求める職員。

村長	押山 利一	副村長	武田 正男
教育長	渡辺 敏弘	総務部長	橋本 哲夫
住民福祉部長 兼福祉課長	安田 春好	産業建設部長	渡辺 雅彦
教育部長	後藤 隆	総務課長	鈴木 真一
企画財政課長	渡辺 一樹	税務課長	三瓶 隆弘
住民生活課長	安田 敏	保健課長	町田 弘江
産業課長	藤田 良男	建設課長	遠藤 義紀
参考事務 兼都市計画課長	杉原 仁	参考事務 兼上下水道課長	伊藤 寿夫
会計管理 者兼出納室長	菊地 美和	教育総務課長	鈴木 裕也
生涯学習課長	田辺 将裕	農業委員会長	佐藤 雅俊
代表監査委員	甲野藤 健一		

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 斎藤智、佐藤光一郎、牧野敏雄

一般質問者目次

1.	6 番	斎 藤 信 一	P.	2 9 ~
2.	5 番	渡 邊 啓 子	P.	4 2 ~
3.	2 番	館 下 憲 一	P.	4 9 ~
4.	3 番	渡 邊 初 治	P.	5 7 ~
5.	1 0 番	須 藤 軍 藏	P.	6 3 ~
6.	4 番	菅 原 貴 子	P.	6 9 ~
7.	1 1 番	武 田 悅 子	P.	7 3 ~

会議の経過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日、傍聴に、杉原勝彦さんほか9名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

6番斎藤信一君より通告がありました「来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金について」ほか2件の質問を許します。6番。

○6番（斎藤信一） 6番、斎藤信一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告していました3件について一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金についてということなんですかけれども、住宅促進奨励金について説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○議長（押山義則） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 6番議員さんの質問に対してもお答えさせていただきます。

来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金は、令和3年3月に交付要綱を制定しまして、県内外からの転入者に対する住宅取得支援を行うことにより、定住人口増加と地域活性化を目的とするということで制定いたしました。

こちらの交付対象者につきましては、取得日において、県外移住者または子育て世帯の村外移住者であること。交付対象住宅に自ら居住すること。それで、補助金の交付が完了した年度の翌年度から5年以上継続してその住宅に住み続けること。あと、定住する直前の住所がある市町村の住民基本台帳に、取得日以前の期間が原則として1年以上記録があること。それで、あと交付対象者及び同居する世帯員全員が村税を滞納していない者。そのほか要件はありますが、この要件では子育て世帯、取得日において15歳に達する月以降の最初の3月31日までにある子、奥様が妊娠中の方を含む、こちらがいる世帯ということで、交付対象者を絞って補助金を交付しております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） 丁寧な説明ありがとうございます。

現在、今おっしゃってもらったとおり、大玉村の定住促進奨励金は、村外からの移住者のうち中学生以下の子どもがいる世帯、請求時点で妊娠中も可能に限定されています。

しかし、国の住宅政策や他自治体の基準では、必ずしも子どもの有無に限定せず、若者夫婦世帯、夫婦いずれかが30歳以下などを対象にしている例も多くあります。

実際に、村内で新築を希望された方の中で、子どもがいない若者夫婦世帯が要件に合わせず奨励金を受けられない事例もありました。その結果、補助がない本宮市を選んだ方もいるなど、制度の硬直性、柔軟性のなさが、村の定住促進の機会喪失につながっていると考えております。

今後、定住人口の確保の観点から、交付要件を子どもの有無に限定せず、国の基準に沿った若者夫婦世帯も対象に加えるべきと考え、質問していきます。

現在、大玉村では、村外からの移住者が住宅を新築した際に受けられる定住促進奨励金は、中学生以下の子どもがいる世帯、請求時点で妊娠中も含むと限定されていますが、このような要件とした理由についてご説明をお願いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 6番議員さんにお答えいたします。

来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金につきましては、今、課長から答弁しましたとおり、令和3年度に要綱を制定して、現在進めているところでございます。

こちらにつきまして、村外からの移住者のうち、中学生以下の子どもがいる世帯という条件を付しておりますのは、当時、本村も出生数が減少している傾向もありまして、子育て世帯の積極的な移住を促すという目的で、そういった中学生以下の子どもがいる世帯ということで交付対象としたものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

その当時の出生率の低下を改善するのに、そういう理由にしたということなんですかけれども、本村の状況を統計データから紹介していきます。

2024年1月1日時点の総人口は8,784人で、男性4,361人、女性4,423人です。65歳以上の方は、人口の27.9%を占めており、3.6人に1人が65歳以上と高齢化が進行しております。

出産や子育ての中心となる20代、20歳から39歳、40歳までの人口は約906人で、全人口の10.4%、全国平均が10.3%なんですけれども、全国平均とほぼ変わらない、全国的に少子化が騒がれている中、そことそんなに変わらないという状況にあります。

予測では、2025年には、20代から39歳の人口は約820人と、今の10.4%から9.2%に下がると予測されております。これらの数字からも、定住

促進奨励の対象の子どもの有無だけで限定することは、若年層への支援の機会を狭められていると考えております。

実際に、冒頭言った、起きた事例を紹介いたします。

ご夫婦とも30代で、村内アパートから新築された方、奥様が体調上子どもを持つのが難しい状況であり、結果的に奨励金の対象外となりました。

また、新婚の若い夫婦で、これから住宅や子どもを考えていたものの、現住所が郡山市で子どもがいなかったため、奨励金が受けられませんでした。それにもかかわらず、奥様はこの辺と全然違うところの出身で、大玉村にゆかりがないにもかかわらず、無理のない予算で自由な家が建てられる、そして郡山や福島への通勤の利便性、静かな環境での子育てと仕事の両立、そして旦那さんの実家がかなり近所だったということで、そういった理由で大玉村を補助金がなくても選んでくれた例もあります。

そして、これらの世代は定住をやっぱり真剣に、当然ですよね、家なんて安いものじゃないですから。そして、自分たちが住んで生活していくところなので、真剣に考えた夫婦にもかかわらず、その制度の網から漏れてしまったと考えております。

村としては、この制度、令和3年にそういう当時の出生率の低下ということで、こういう施策を行ったと思いますけれども、課題はどのようにお考えなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 6番議員さんにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、そういう状況で窓口に相談に見えられた方で、この補助金に該当しなかったという方がいらっしゃることは把握してございます。

そういうことから、現に子どものいない若者夫婦世帯、こうした世帯に対してどのように支援していくかというものが検討の対象になってくるものかなというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

今後、検討の対象になってくるということは、今おっしゃられたんですけれども、今現時点では全く検討とかはされていないということでおろしいでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 6番議員さんにお答えいたします。

この制度ができて3年過ぎて、今年4年目という状況にあります。

今、お答えしましたとおり、そういう需要も見込まれたということで、今後、多少その事例等も参考にしながら検討していくべき内容かなというように考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

他の移住検討者の中には、さっきも言いましたけれども、大玉村でも近隣の市町村でも補助金が出ないという理由で、駅があるからどこどこを選んだという例もあります。

住宅を建てて、そしてこの大玉村で生活していってもらうというのは、さっき言った子どもだけじゃなくて、やっぱり地域の若い力、すごく何年も何年もここで生活していくわけですから、大玉村にとってはとても重要なものなんじゃないのかなと思っております。大玉村には、近隣でそういう制度がないところでは、制度上の優位性が当然あります。要件の柔軟性によって、その優位性が十分に生かされていない可能性があります。

さっき検討とはおっしゃったんですけれども、この点について、今後時代に合ったニーズということで検討していくとありましたが、そこに追加してなんですけれども、今、何でもかんでも若いうちに子どもをもうけないという方も当然おられます。そして、いろんな形も出てきているので、その辺も考慮した上でどういうふうに今後やっていくか、お考えをお聞かせください。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 6番議員さんにお答えいたします。

村の方策として、子育て世帯を積極的に誘導を図っていくというもので進めてまいりました。

ただ、議員さんおっしゃるとおり、そういった若者夫婦世帯というものの需要が一定程度あって、目的とする村の定住促進対策というものにつながっていくというものであれば、こういったことについては積極的に見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

国の住宅政策、国交省だったりがやっているものなんですけれども、若者夫婦世帯、夫婦いずれかが30代以下を支援対象とするケースが多く見られます。

大玉村においても、国の基準の参考に、子どもの有無に限定せず、若者夫婦世帯を新たに対象にすることについて、村長のご見解をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 6番議員さんにお答えいたします。

この補助については、今、部長が申し上げたとおり、ターゲット補助です。対象を絞って、そこを増やすということが目的でつくった補助ですので、浅く広くという補助の方法と、それから目的を絞って人口、子どもたちの数を増やすことを目的として補助するという補助の制度、いろいろ補助制度ありますが、この時点では子どもの数を増やすということが村の将来にとって非常に大切だということで、目的をそこに絞って補助したと。ですから、県内でも玉川村をはじめ、同じような補助をやっているところは、ほとんどが子どものいる世帯をターゲットにして補助をしているというこ

とですので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

その上で、これから30歳以下を広げるかどうか、だったら次40歳まではどうだとかということになりますので、補助金にも限りもありますので、ただ趣旨は十分理解できますので、これから来年度に向かって検討をさせていただきたいと思います。

実際、この補助で、令和3年から170名近い方、子どもが増えています。この結果、大玉村が福島県内で幼少人口がトップだということがされており、そのほかにも人口増加対策としては、若い人たちに入っていただくのは非常に有効だと思いますので、改めて前向きに検討させていただきます。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） 前向きな答弁ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

地域交流の機会の確保についてということなんですが、皆さんも経験されたと思うんですけども、大玉村では幼稚園、小学校、そして中学校のPTAが連携し、連Pですね、毎年6月に保護者の親睦を目的とした球技大会を開催してきました。

この大会は、幼稚園から中学校までの保護者が一堂に会する唯一の機会であり、保護者同士のつながりを深めるとともに、近年増えている、さっきも質問で出ましたけれども、移住者世帯の若い保護者が地域へ溶け込み交流を広げる大切な場となっております。

しかし近年、教員の多忙化を背景に、来年度以降の開催が危ぶまれている状況です。これは、単にPTA活動の縮小にとどまらず、地域住民同士の交流機会の創出、ひいては村が推進する地域づくりや移住定住促進の取組にも逆行しかねません。

このような課題に対応するためには、保護者主体での運営や地域人材、団体との連携を進めるとともに、行政及び教育委員会が積極的に関与し、持続可能な仕組みを構築することが不可欠であると考えております。

球技大会の存続に向けて、行政として、そして教育委員会として、どのような支援や調整をしていくお考えがありますか。お伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんの質問にお答えいたします。

まず、PTA連絡協議会につきましては、村内の幼稚園、小学校、中学校の各PTAで組織されており、年に1度開催しているPTAの親善球技大会については、教職員と保護者が連携を図ることができる重要な取組であると認識しており、教職員と保護者の親睦を深めるとともに、保護者同士の交流の促進、さらには移住世帯の若い保護者が地域に溶け込み、つながりを築く貴重な機会となっていることは教育委員会としても十分認識しております、課題を共有しながら、今後も活動を支援してまいりたいと考えております。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

今後も支援していきたいと考えているということなんですかけれども、ちょっと漠然としていますが、村民にとってはちょっと分かりにくいのかなと。具体的にどういうものがあるのか。

例えば、今回、私、見ていて思いましたけれども、保護者みんなでプレーしていますから、会場のガードマンとかがおらず、駐車場もみんながちやがちやに止めていて、結構大騒ぎになっていたとかありましたし、そういうたらちょっと具体的な踏み込んだような回答のほうを聞かせていただけますか。どういうものを考えているか。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんの質問にお答えします。

具体的な声は直接、教育委員会のほうには上がっておりませんので、ご指摘のような駐車場の問題等はちょっと把握してございませんでした。

教育委員会としましては、PTAの連絡協議会という組織につきましては、各PTAの事務局校の持ち回りということで行っていますので、そういった部分で学校側等に事務の負担がある場合には、状況を確認しつつ、教育委員会でも支援をしてまいりたいと考えております。

また、先ほど教職員というところであったんですが、近年、教職員の多忙化が進む中で、学校現場が中心となって準備、運営を担っていくことが難しくなりつつある状況であるとは考えております。

来年度以降の開催が危ぶまれていることにつきましても承知しておりますが、このままでは地域住民同士の交流の場が失われてしまうという懸念がありますので、対応が必要と考えております。

具体的なところということではないんですが、行政及び教育委員会では、実施や中止の決定権はございませんが、この大会の重要性を改めて教職員や保護者の皆様に理解していただけるよう、幼稚園、小学校、中学校の理解促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

理解を深めてもらうという話もありましたけれども、実際、教員というか先生ですか、何が負担になっているのかとかというのは踏み込んで把握したりしているのでしょうか。

そして、そういう地域の交流とかは重要だと考えている話もありましたけれども、そういうところで、そういったものを先生とか教員の方々からはヒアリングというわけじゃないですけれども、聞いたり何だりしているようなことはされているのでしょうか。それをお聞きします。

そして私も、球技大会自体すごく楽しいので、子どもたちが幼稚園の頃から大分長く参加させていただいております。途中、足をけがしても、ベンチとして参加させてもらったんですが。先生も先生で、オブラートに包んでしゃべっているわけじゃなく

て、やっぱり人によって、心の底からすごく面白いなと言ってくれる人たちも当然いますし。

だから、全体としてどういうところがよくて、どういうところが駄目なんだかというのを把握されているか、把握しようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんの質問にお答えいたします。

教育委員会側としてヒアリングというか、幼稚園、学校の先生方から、直接というか間接的に聞いている部分ではあるんですが、まずPTAのほう、お母さん方、幼稚園だと若いので、なかなか子どもを預けられなくて選手として出られないなんていうお話もあって、そういったところの補填として、幼稚園の先生とか教職員の先生がプレイヤーとして、選手として球技大会に参加しているというふうには聞いています。

ただ、ソフトボールとバレーボールという競技なんですが、先生方の中には苦手な方もいらっしゃって、なかなか大変だということは聞いておりました。ただ、やってみると、議員ご指摘のように楽しかったというお話も伺っておりますので、今後、先生方の負担にならないような形で協力はできるのかなと思っているところではあるんですが、今後、協議してまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

欠員になつたりして補填するのとかも、そういうのも一つの原因に考えられるということで。そういうのだったら、例えば無理してたくさんチームをつくらないとか、本当にルール決めというんですか、保護者たちにやらせるのもそうなんですけれども、抜本的にそういうのを指摘してやれば、割と早く解決する問題もあるのかななんては思っております。

大玉村では、地域づくりや移住定住促進を大きな柱としています。

この球技大会、ただのPTA行事ではなくて、住民同士、移住世帯同士が交流して地域に根づくための本当に大切な場、冒頭でも言っていましたけれども、この大会を今、連Pでやっているということですけれども、保護者同士でやっているところだから、特段、会議もできないんだよというように若干は聞こえたんですけども、何ともですけれども、地域づくりや移住定住の視点から、正式に位置づけを行って、もう今まで運動会なんてやっていましたけれども、それに見合ったものではなくて、村の施策としてつなげていく考えはありますか。お伺いいたします。

例えば、村民ゴルフ大会とかやっていますが、ゴルフとなると、やっぱりなかなかそういうゴルフやる方しか集まらないとは思います。新しいことをやるわけじゃなくて、現行で毎年やっていたものなので、ちょっととてこ入れとかしてくれると、また負担軽減とかにつながっていくんじゃないのかななんて考えるんですが、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 6番議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今現在、PTA連絡協議会が主体となって運営をしているこの球技大会、まず根底として、PTAの方々、保護者の方々が、自分たちが主体となって運営をしながら楽しみにしている行事、そこに大きな意味があるんだというふうに思っています。

自分たちが計画して、自分たちの行事として取り組んでいる、そこに一番楽しさが出てくる根源ではないかなというふうに思っていますので、その部分は大事にしつつ、議員おっしゃるように、人手の足りない部分であったり、事務の負担があったり、そういう補助的な部分は、教育委員会としても十分に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

さっき、地域づくり、移住定住などお話出したんですけども、そういう事業と連動させれば、例えば財政的にも後押しすることもできるんじゃないのかななんて考えているんですが、その辺の考え方をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんの質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、PTAということではあるんですが、村民ということありますので、移住定住にはいろいろなスポーツ行事は有効であると考えております。

また、PTAだけではなくて、子どもがいない方もいらっしゃいますので、こちらは社会体育ということでスポーツ全般にもつながってくるのかと思うんですが、移住定住につながる有効な手段とは認識しておりますので、今後、いろいろなスポーツ行事等を計画する場合には、そういったPTAの皆さんとかからも意見をもらいながら、よりよいものができればなと考えございますので、今後検討していくという回答にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

保護者のほうもそうですけれども、庁舎内のほうでも担当部署様々ありますから、移住定住のほうを担当している部署があります。その辺との連携とか、村全体で取り組める事業として、今後そういう検討されていくということだったんですけれども、その辺、村長としてはどういうふうにお考えなのかお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 6番議員さんにお答えします。

この事業の考え方は、先ほど教育長が言ったものに尽きると思います。

これは、移住定住等というのが目的ではなくて、PTAの事業としての交流ということですので、この形態はやはり続けてほしいなというふうに感じておりますので、

先ほど教育長が言ったように、側面からの支援と、問題点の解決等については支援をするということで、この行事はぜひ続けていただきたいなと。

私、年間で何百回も懇親会に出ていますが、商工会館でやる最後の保護者の懇親会の勢いは、年間一番にぎやかな懇親会で、本当に心からこの事業を楽しんでいるということを感じておりますし、先ほど話あったように、村外から来られた方が P T A の中で友達ができて、その後ずっと子どもが卒業してからもお付き合いが続いているという事例をいっぱい見ております。

ですから、これが教育委員会主催の事業をやって、さあ皆さんどうですかと言えば成り立たないと思います。多分、集まってこない。

ですから、自分たちがつくり上げて P T A の行事として、それをしっかりと周りがサポートするということに尽くるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

繰り返しになりますが、この球技大会は、私は教育現場だけの問題ではないのかなと考えております。今、村長もおっしゃっていましたけれども、やっぱりメンバーが集まって、いろんな交流するというのは本当に有意義なかなとも感じています。

今年、競技に参加しているときに、来年なくなるかもしれないよななんて話がちらほらあちこちから聞こえまして、これなくなったら、なかなかちょっと村としてはかなり打撃があるんじゃないのかなと私は思いました。それで、今回の質問をしようと思ったんですけれども。

数年前ですか、小学校の鼓笛がなくなりました。多分、復活ももう無理なのかなと思っています。私自身、小学校のときに鼓笛隊やっていましたけれども、なくすと本当に、次始めるというのはすごいエネルギー欲しくなってしまう。だから、何とかなくさないやつ、ある程度絞っていくというのは大切だとは思うんですけども、ぜひそういうのも踏まえた上で、なくしたらもうできないんだぞぐらいの思いで、P T A のほうもやっていきたいなとは思いますけれども、ぜひ行政のほうも、そういうところの情報入ったり見たりしたら、やっぱりどういうふうな支援とか、そういうのを支えることができるのかなというのを、しっかり聞いてもらいたいなと思っております。よろしくお願ひいたします。

次の質間に移させていただきます。

中学生のスクールバスの利用についてのことなんですかけれども、3月議会でも質問しました。

中学生もスクールバスを利用できないかということで、その際、教育長からは、下校時については、運転手の勤務時間や運行回数の関係から難しいですが、登校時に限れば可能性はあるのではないかというご答弁をいただきました。あわせて、保護者のニーズ調査をしながら検討していくとのお話をあったと記憶しております。

そこで今回は、その後の進捗についてお伺いいたします。

まず、1点目として、3月議会での答弁後、実際に保護者の皆さんへの意見聴取やニーズ調査を行ったのか、その状況を聞かせてください。もし、実施していないのであれば、今後どのように調査を進めていくお考えなのかを伺います。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんの質問にお答えいたします。

まず、中学校におきましては、自立登校というのを基本としております。通学距離にかかわらず、自転車通学を認めている現在状況でございます。これは、保護者に頼らず、自ら考えて登校することが成長の過程において重要であると教育的観点に基づくものでございます。

また、検討すべき課題について解決のめどがついていない現段階でアンケート調査を行うことは、過度な期待感を生むことも予想されることから、これらを考慮しまして、現在、保護者のニーズ調査については実施してございません。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

自立登校、私たちも当然だったんですが、世の中言われていますが、この3月のときは雪とかの話したと思うんですけども、今年の夏が40度ぐらいの中で、前回、学校のエアコンの話なんかをしたときにも言ったんですけども、水筒の中も空っぽくらいになって、部活終わって、5時とか6時でもそのくらい気温ありますよね。そういう中、やっぱり自転車を押して間黒のほうとか上っている子どもたちいます。

そういうことに関して、雪で通うときの話もそうですけれども、自立登校という言葉はすごく大切です。保護者に頼らずやってくれというのは。だけれども、ちょっと度が過ぎているのかな。ニュースとかでも災害級の暑さなんて言っています。災害の中、自立して何とかしろというのが教育方針なんでしょうか。

その辺もちょっと踏まえて、もう一回質問いたします。

登校時の利用、そして教育委員会としてどのように検討されてきたのか、もう一回お聞きします。

そして、小学生と同じバスに乗って、例えば小学校で降車して、そこから中学校まで1キロぐらいあるんですかね、多分。ですけれども、そういった形の利用が現実的に可能かどうか見解をお願いいたします。

あと、それと今現在の、例えば吉丸方面とか長井坂方面、南小屋方面、馬場平方面的バスの、1台で行っているんだか何台で行っているんだかとか、あと利用者何人くらい、朝乗っているんだとか、その辺聞かせてもらってもよろしいですか。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんにお答えいたします。

まず、ご指摘のとおり、登校時ということでございましたので、まず数字のほうからご説明を回答したいと思います。

まず、スクールバスにつきましては、現在、村では6台運行しております。

それぞれ玉井方面、大山方面行きということで分けておりまして、さらに最初、小学生を学校までお送りして、その後、幼稚園のほうの送迎ということで利用してございます。

まず、人数なんですが、一応、直近のというか、現在把握している概数なので、二、三人ちょっとずれている可能性ありますが、まず1号車ということで、玉井小学校、横堀、東光、馬場平方面で、小学生12名。

2号車ということで、玉井の新田、茱塚、間黒、山口方面ということで5名なんですが、このバスは幼稚園で、同じルートで7名乗っています。先ほどの1号車は、幼稚園が9名になります。

続いて、3号車は玉井小学校のほうで、人数としては15名で、入海、吉苗内、越内方面です。

4号車というか、番号は5号車になるんですが、4台目については玉井小学校11名で、地区としては大山の南小屋と玉井の額沢、大橋方面。

さらに、6号車ということで、玉井小7名。坂下、長井坂、定場、宇津野方面。

さらに、大山方面ということで、6台目、7号車については、大山小15名。こちらは大山の大橋、皿久保、上原、天王方面ということで、現在運行してございます。

先ほどのお話にちょっと戻るんですが、実際の登校時をシミュレーションというか、教育委員会としても検討してみたところであるんですが、朝、バスの運行を考えますと、始業の点検がありますので、運転手さんは6時半に出勤をして、7時から運行を開始して、8時までに小学生を学校まで送り届ける。さらに、8時から8時半までの間に、幼稚園のほうを送り届けるということで、現在、フルで稼働しておりますので、こちらを中学校まで、先ほど議員ご指摘のとおり、小学校まで行ってから中学校まで送り届けるということ、また15分、20分、時間がプラスになると想定します。

こちらを考慮しますと、始発の7時ぐらいの出発で、早い地区は7時20分くらいに、一番始発の便に小学生が乗るんですが、その時間を15分、20分なりまた前倒し、早くなるということが考えられます。そうすると、1年生がまた6時台、さらに早く起きなくちゃならないということを考えますと、なかなか一緒に便で中学生まで乗せるというのは難しいのではないかというような内部検討をしてございます。

こういったところで、現在は検討中ということで、実際運行には至っていないという現状でございます。

あとは、実際に中学校のスクールバスを運行しているという状況ですが、大玉では実施していないんですが、近隣ではやっている地区があるんですが、そちら先ほど議員ご指摘のとおり、山間部とか、遠方の地域だけを小学生と一緒に送っているという地区もあるそうなので、こちら現在、大玉村でも冬期間、スクールバスで長井坂地区とか運行しておりますので、そういったところも今後検討ということは想定はできますが、いろんな条件がありますので、実施できるかどうかにつきましては今後、十分検討ていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） 丁寧な説明ありがとうございます。

バスの定員人数を教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんにお答えいたします。

現在、スクールバスはマイクロバスを利用しているんですが、補助椅子、補助席ない、通路に席がないという状況なので、20名程度と考えてございます。

さらに、子どもなので、チャイルドシートをつけているという状況なので、そちら定員ということであれば20名程度というふうに考えてございます。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

20名ということで、中学生も人数としては乗れるぐらいと考えてよろしいですか。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんに、再度お答えいたします。

ご指摘のとおり、定員とすれば、若干余裕はあるという状況にございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） 定員としては余裕というか、乗れるという話ですが。

あと、さっき言った朝起きる時間帯なんて話ありましたけれども、うちの子どもたちだと6時55分に集合場所集合なので、6時40分ぐらいに家を出ます、ランドセルをしょって。だから、そこら辺はそんなに問題ではないんじゃないのかななんて私は考えるんですが。2.7キロないしそのぐらい歩いて行っています。だから早起き、実際、そういう地区もありますから、そこはバスを使わないで自分の足で歩いて行っていますので、その辺も考慮してください。

そして小学生と中学生、同じバスに乗るということで、別なメリットもあるんじやないかななんて、前もちょっとしゃべったと思うんですけれども、やっぱり小学校から中学校になると、なんかあまり交流もなくなるってというふうになっていくと思うんですけれども。そういうのが、教育的な効果も期待できるんじゃないかななんて思ってはいるんですが、教育委員会としてはこの点どういうふうに考えているのか。

そして、逆に安全面とか管理上の懸念というんですか、ここは駄目だべなとか、そういうのあれば併せて教えていただきたいなと思っています。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんにお答えいたします。

ご質問の教育的効果につきましては、登校手段が安定的に確保されることによって、生徒が安心して学校生活に挑める点で、一定の効果が期待できると考えてございます。

また、スクールバスの運行時間が決まっていることで、規則正しい生活リズムの確立や、通学の負担軽減により学習や部活動に充てられるエネルギーが確保できることも、教育的な観点から有意義であるとは考えてございます。

次に、安全面におきましては、特に通学距離の長い地域や交通量の多い道路を利用せざるを得ない場合などにおいて、交通事故や防犯の面でのリスク軽減ができる点で有効であるとは考えてございます。

一方、先ほども申し上げましたが、体力の低下や乗車の有無、安全の確認などの負担増など対応が必要になるとは考えております。

したがいまして、教育的効果や安全面での利点を認めつつ、課題とのバランスを考慮しながら、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

同じようになっちゃうんですけれども、今後の方向性、今あらましを言ってもらったと思うんですけれども、方向性について、登校日に限ってでも実際に導入できる見通しがあるのか、また今の課題とかも判断してどういうふうに今後考えていくのか、もうちょっと具体的にお願いできればありがたいです。よろしくお願ひします。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6番議員さんにお答えいたします。

繰り返しになってしまいますが、中学校におきましては、自立登校が基本と考えてございます。通学距離にかかわらず、自転車通学を認めているという現在の現状でございます。これは、保護者に頼らず自ら考えて登校することが成長の過程において重要であるとの教育的観点に基づくものであります。

したがいまして、登校時のスクールバス利用の教育的効果や安全面の利点を評価しつつも、自立登校という中学校教育の基本的な考え方を柱としまして、今後の在り方について総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

教育的根拠をあれ考えていくということだったんですけども、ぜひ、ちょっと考え方を変えれば、全然活用できるのかななんても、私、素人なりに考えているんですが、柔軟な対応、そしてしっかりとした検討、よろしくお願ひいたします。

定住促進奨励金の交付要件については、現行制度が子どものいる世帯に限定されていることによって、本来、支援すべき若者夫婦世帯が取りこぼされている現状を示しました。国の基準も参考にしながら、先ほども答弁いただきましたが、今後、今現在のニーズに沿った柔軟な制度設計を行うことで、若年層の定住促進につながると考えております。

そして、PTA連絡協議会、球技大会の存続と地域づくりについては、地域住民や保護者同士の交流の場であるとともに、子育て世代、地域のつながりを実感していたける貴重な機会となります。教育委員会や行政が適切に役割を担うことで移住定住を後押しし、そして保護者同士、若者たちのさらなる関係性にもつながっていくと考

えております。

そして、今お話をありました中学生のスクールバス利用については、安心・安全、通学環境を確保するだけではなく、保護者の負担軽減、そして子どもを持つ世帯が大玉村に住み続けたいと思える環境整備に直結していくと思います。そして、防犯等はありますけれども、あとさっき言った気象条件ですか、暑くて倒れてしまったとか。

昨日も、私の家の近所で、おじいちゃんが管理機で畑を耕していたら、そのまま倒れてしまって、そして倒れたのはいいんですけども、土手で倒れてしまって、そのままU字溝に挟まって身動き取れない状態で1時間くらい放置されて、家族の人見つけて、何とか救急車を呼んで救出したんですけども。それはおじいちゃんの話ですけれども、実際熱くなってくると、年齢の若い、年取っている関係なく、もうバタンといきます。私も仕事中、何回もそうなっています、そういうふうに。だから、そういうことも考えられますので、本当になってからでは遅いですし、その辺もちょっと柔軟に考えていただきたいと思っています。

そして、これら3つのテーマは、いずれも若い世代が大玉村を選び、そして安心して暮らし続けられる村づくりという共通の目的につながっております。村の将来を担う子どもたちや子育て世代が、この村に住んでよかったと思える施策をさらに前進させることを村長にお願いしまして、私の一般質問とします。ありがとうございます。

○議長（押山義則） 以上で、6番斎藤信一君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時5分といたします。

（午前10時52分）



○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時05分）



○議長（押山義則） 5番渡邊啓子君より通告がありました「さらなる防災教育と災害対応の強化を」ほか1件の質問を許します。5番。

○5番（渡邊啓子） 5番渡邊啓子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告しております2件について、これより一般質問を行います。よろしくお願ひいたします。

初めに、さらなる防災教育と災害対応の強化をということで質問させていただきます。

近年、自然災害が多発する中で村民の生命や財産を守るために、さらなる防災教育と災害対応の強化が必要ではないかという観点から、幾つか質問いたします。

1、消防団は、災害時の初動対応や避難者のサポートなど地域防災にとって極めて重要な役割を担っていますが、なり手不足が全国的な課題となっております。

まず、大玉村の現状はいかがでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 5番議員さんにお答えをいたします。

現在、大玉村の消防団員定数につきましては 179 名となっております。

9月1日現在で、現有勢力 154 名となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 179名定数に対して、9月1日現在で 154名ということは、25名の欠員が生じているということですね。

全国的な課題と同じように、本村でも定員割れしていることが分かりました。

では、消防団員を確保する努力はどのようにされているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 5番議員さんにお答えをいたします。

消防団員の確保を図るために、出動報酬などの見直し、それから消防団の負担軽減を図るために、団員の意見を参考に消防行事の軽減化、それから短縮化などを行って、隊員確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 消防団員の意見を伺い、負担軽減や短縮化に努めているということでした。

中には、本人はやる気があるのに、お父さんが昔やって容易でなかったので、息子に許可しない例もあるなんて聞いています。引き続き、広報啓発活動をお願いしたいと思います。

（2）高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障害者及び外国人等の要配慮者のうち、災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、特に支援を要する避難行動要支援者の人数と支援体制をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 5番議員さんにお答えをいたします。

避難する際に、特に支援を要する避難行動要支援者の人数は、今現在 596名となってございます。

災害発生時には、消防団、それから民生委員さんなどが見回りなどを行うなどの支援を行っているところでございます。

また、災害時には、自分の身は自分で守る自助、それから共に協力し合う共助、こういったことが必要とされておりまして、地域ごとの自主防災組織による見守りや支援が重要との考え方から、村では自主防災組織の立ち上げの支援を行っておりますので、5番議員さんの地域におきましても、ぜひ組織化をご検討くださるようお願いをいたします。

なお、自主防災組織には、資機材等の購入に係る助成、それから防災バッグなどの防災用品の配布などの支援につきましても、併せて行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○ 5 番（渡邊啓子） ありがとうございます。

596名、予想しているよりはるかに多い人数でしたので、ちょっと驚いております。

消防団や民生委員による見守りや地域ごとの自主防災組織、私の地区でも区長と相談して、なるべく早く組織の立ち上げをしたいと思います。

それで、その596名に対して、いざというときに、誰が、どの方に連絡を取るなり、避難の支援をするということは決めてあるのでしょうか。それは、消防団や民生委員、地域にお任せなんでしょうか。伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 5番議員さんにお答えをいたします。

消防団や民生委員の方たちに対しましては、今言った避難行動要支援者の名簿等を配布させていただきまして、提供させていただいておりますので、それらを参考に避難の支援などしていただいております。

また、村でも、福祉課におきましては、独り暮らし高齢者世帯、それから老老世帯などに関しましては、避難が必要な際は直接電話するなり、自宅に出向かうなどして、避難を促すような行動をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○ 5 番（渡邊啓子） ありがとうございます。

いざというとき、大規模災害はそんなに起こるものではないと思いますが、いざというとき、どれだけスムーズな避難支援なりができるかどうか、ちょっと不安は残るところでございます。

（3）内閣府は、8月26日の火山防災の日に合わせて、富士山で大規模な噴火が発生した場合にどのような影響が出るのかシミュレーションした動画を公開しました。

東日本大震災後に生まれて、大規模地震を経験していない子どもたちが増えています。

大玉村地域防災計画によりますと、学校教育における防災教育として、火災予防週間に学校行事として避難訓練や講話をを行い、防災意識の盛り上がりを醸成し、段階に応じた内容で実施し、災害時の正しい行動等について教育を行うとあります。

また、社会科や理科教育等の一環として、自然災害の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行っています。

大規模地震や安達太良山の噴火なども視野に入れた防災教育は、学校教育においてどのように行われているのかを伺います。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 5番議員さんにお答えいたします。

学校教育において、地震や火災、風水害など、地域で想定される災害を踏まえまして、教育計画に基づいて、特別活動の時間を活用しながら防災教育を行っております。

具体的には、避難訓練や引渡し訓練の実施、防災士などを招いた講話などにより、児童生徒の防災意識の向上に努めています。これらにより、児童生徒が自らの命を守る行動を主体的に考え、家庭や地域における防災意識の普及につなげてまいりたいと考えております。

今後とも、学校、家庭、地域が一体となって防災教育を充実させ、村民の生命と財産を守る一助となるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 特別活動の時間に行っているということでございますが、特別活動の時間は何時間ぐらいで、年に1回行われるのか、毎年行われているのかどうかなどお伺いします。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 5番議員さんにお答えいたします。

正式な数というか、大体の概算になってしまいますが、まず避難訓練の実施につきましては、各学校で年に2回程度実施してございます。また、防犯的な引渡し訓練につきましては、各校で年1回の実施をしております。

そのほか、いろんな時間も活用しながら講演会等を実施ということで、こちらについては不定期ですが、中学校で実施しております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 子どものときにきちんとした防災意識を身につけることは、いざというときに的確な判断で安全な行動ができるようになるために、非常に大切なことだと思います。学校で教わったことを家に持ち帰り、保護者と話をするなども有効だと思います。

さて、昨年この大玉村防災ファイルが配布されました。内容は、水害ハザードマップ保存版です。今後、防災に関する資料を追加し、ファイリングしていくと伺っております。

先ほど、安達太良山の噴火について触れましたが、安達太良山火山防災マップ2016年改訂版というものがございます。このマップが前回配布されたのは2016年でしょうか。だとしたら、大分年数もたっておりまし、移住されてきた方もおりますので、再配布してはどうかと考えますが、配布の予定はございますか。

安達太良山、決して死火山ではございませんので、いつどうなるか分からぬということを、やはり子どもたちにも頭の隅にちょっと入れておいていただければいいのかなと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 5番議員さんにお答えいたします。

ただいま前回改訂された火山防災マップでございますが、年数もかなりたっているということをご指摘ございましたので、今後、改訂につきましても検討させていただ

きたいと思います。

また、転入された方につきましても、都度配布させていただいておりますので、それをご覧いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） この下の隅っこには、2016年、平成28年に作成したものを令和6年10月に改訂したと書いてあります。よろしくお願ひいたします。

次の質問、熊対策を問うに移ります。

全国で熊の出没が相次ぎ、人身被害も発生しています。

福島県でも、今年度は、ツキノワグマの目撃情報が過去最高のペースで推移しており、県では中通り、会津地域に、令和7年5月16日から令和7年9月15日までツキノワグマ出没特別注意報を発令中です。

中でも、学校周辺で熊の目撃が全国で相次ぎ、岩手県では、学校内に熊が侵入する事案が発生しました。学校現場での対策の検討が必要であると考え、質問いたします。

（1）連日、熊の目撃情報が新聞やテレビで報道されています。

9月2日午前6時55分には、二本松市馬場平の馬場平集会所の近くで座り込んでいる熊1頭が目撃され、おととい8日の午後6時頃には、大山字大橋平の畠で子連れの熊が目撃されており、だんだん近づいてきているなど危険を感じております。

今年度、村内での熊の目撃情報は何件ありますか。また、熊が出没した地域や時間帯をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 5番議員さんにお答えいたします。

今年度、村内での熊の目撃情報については9件でございました。

出没地域でございますが、主に玉井地区が多くて、行政区でいえば10区が最も多い、そのうちの5件でございました。前ヶ岳、東光、大皿久保等となってございます。残りの4件につきましては、定場坂、小高倉、守谷山などとなってございます。

目撃される時間帯でございますが、主に朝方と夕方、集中しているのは午後4時から午後7時の時間でございました。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 9件、朝方が多いが、午後4時から7時にも多いということで、ちょっと子どもたちの下校時間にもかぶっているなど心配になります。

福島市では、公式ホームページで、熊やイノシシ、猿などの目撃情報を、鳥獣害対策マップを公開しております。他県でもマップを公開しているところもあります。

本村では、今のところ9件ということですので、獣マップを検討するかどうかはお任せいたします。

（2）青森県ではリンゴ、宮城県では桃、山形県ではスイカなどが連日、熊に食い荒らされているとのことです。

村内で、農作物の被害は報告されていますか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 5番議員さんにお答えいたします。

熊による農作物の被害でございますが、9月8日現在で、被害のほうの報告は受けてございません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 被害の報告はないということでした。

（3）熊が出没した場合の村の対応をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 再度、5番議員さんにお答えいたします。

現在、村で行っている対策でございますけれども、出没地域及び周辺地域に向けた防災無線による注意喚起。あとは、大玉村鳥獣被害対策実施隊及び役場職員による村内のパトロール。あとは、警察署への情報提供というものを行ってございます。あとは、必要に応じては、箱わなの設置なども、鳥獣対策の実施隊と一緒に設置したりということも行ってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 今のところ、大きな被害や熊に遭遇するなどもないようですが、大丈夫だと思いますが、この通告書を提出した後で、人の生活圏で熊が出没した際に、人的被害対策として一定の条件を満たせば市町村の判断で特例的に市街地などの猟銃の使用が可能となる緊急猟銃制度として、改正鳥獣保護管理法が9月1日に施行されました。

課題はいろいろあると思いますが、このことについて村長の考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 5番議員さんにお答えいたします。

改正猟銃法によりまして、市街地での、今まで猟銃ができなかった、発砲ができなかったところでも、条件を満たせばというところで発砲が可能なことになってございます。

ただ、村としましては、今すぐこれを許可する方向に進むのではなく、これをやるにしても、やはり実際に発砲するのは実施隊の隊員、猟友会の方でございますので、その方が撃ったことによって、やはり二次被害等も考えられますので、こちらを導入して実際に実施するかどうかについては、実施隊の皆さんと十分協議の上、こちらをやっていきたいというふうに現時点では考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 今すぐこれによる対応が必要だとは私も思っておりませんし、そのためにはいろいろと準備が必要だと考えます。

(4) NHKのまとめによりますと、今年4月から8月25日までに、学校やその周辺1キロ圏内での熊の目撃件数は、北海道や東北地方を中心に、秋田県以外で39件あり、秋田県では4月から8月22日までに65件あったといいます。

山形県では、8月25日に、部活動のため自転車で学校に向かっていた中学生が、道路上で熊に遭遇し、自転車を乗り捨てて走って逃げたという事案がありました。

また、岩手県では、校舎内に熊が侵入する事案が発生しました。

登下校時の子どもたちへの注意喚起などは、どのように行われているのか。また、学校敷地内や校舎内に熊が侵入した場合を想定した対策はされているのか、伺います。

想定外のことが起こる昨今ですから、学校までは熊は下りてこないだろうとは思いますが、一応考えておいてもよいのではないでしょうか。村の考え方を考えます。

○議長（押山義則） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 5番議員さんの質問にお答えいたします。

近年、全国的に熊の出没が相次いでおりまして、人身被害も発生しており、県内におきましてもツキノワグマの目撃件数が増加傾向にあるのは承知しております。また、全国的には学校やその周辺での目撃事例も報告されておりまして、児童生徒の安全を守るためにも、対応が重要であるとは認識してございます。

本村の各学校におきましては、危険情報があった際には、速やかにメール配信システムを通じまして注意喚起を行っております。

なお、緊急時には、教職員が通学路や学校周辺を巡回するなど、随時、状況に応じた対応を実施しております。

また、想定ということでございますので、学校敷地内や校舎内に熊が侵入する事態ということでございますが、避難経路の確保や児童生徒の安全な避難誘導について、教職員間で共有を図っております。

また、県教育委員会や関係機関からの通知を踏まえまして、今後とも各種関係機関と連携しながら情報の共有と安全対策の指導徹底を図って、児童生徒の安全の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（渡邊啓子） 安全対策、よろしくお願いします。

不審者対策に準じるような方向で検討されるのがよろしいというようなことが載つておりました。

8月に、地元のサロンで、野生生物共生センターに行ってきました。職員さんから、いろいろと説明をお聞きしました。

熊は、人間を襲うこともあるからいなくなったほうがよいのでしょうかとの職員さんからの問い合わせに対して、サロンの参加者がいろいろ考えを述べました。

結論から言うと、いなくなると、やはり生態系に影響があるとのことでした。

熊は、植物性の餌が少ない時期には、アリや蜂も食べるそうです。山の餌が少なくなる夏場や、木の実が凶作の年などは、食べ物を求めて山から下りてくることがあります。

人里で食べ物を入手できることを学習すると、何度も出没するようになるそうです。

熊の被害が起こらないことを願い、以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、5番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

2番館下憲一君より通告がありました「担い手の確保と営農体制の強化は」の質問を許します。2番。

○2番（館下憲一） 2番館下憲一です。議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました1件について、これより一般質問を行います。

質問に先立ち、押山利一村長の4期目当選、誠におめでとうございます。村民に一番近い村政執行が継続されますようお願い申し上げます。

さて、国内の政局は混乱し、物価高騰や米不足、異常気象による猛暑や線状降水帯による大雨など、災害が発生しております。

今朝の新聞の報道にもありましたとおり、10年後の農地の担い手不足が50%を超えるのではないかと、半分が担い手がいなくなってしまうというような新聞報道がされました。このような先が見通せない不安な状況であります。村の基幹産業である農業を今後どうするのか。

それでは質問でございます。

担い手の確保と営農体制の強化についてであります。

令和3年度から令和12年度まで10年間の第五次大玉村総合振興計画ですが、基本計画である前期計画の5年が経過いたしました。

令和8年度、来年度からは後期計画が始まります。農業者の高齢化が進み、担い手が確保できず、離農されている方も増えております。これらの受皿となる大規模な法人は、残念ながら多く増えておりません。政府の米政策は、長年継続してきた生産調整により米不足となり、今後は米を増産すると大きく方針転換をしているところの話でございます。

第五次総合振興計画の基本計画にある各事業について、前期計画を振り返りながら、後期計画をどのように進めるのか、村の考えを伺います。

まず、振興計画の38ページに記載されております主要事業のうち、農業経営体支援事業、これは認定農業者を中心とした農業者や営農団体の育成、新規就農者の受け入れと研修、就農、定着までの一体的なフォローアップ環境整備というふうに記載してございますが、その成果をまず伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

農業経営支援対策事業についてでございますけれども、こちらに関しまして、担い手農家をはじめ、農業経営体の経営の安定と発展に資する重要な取組であるということで認識してございます。

中でも、農業生産団体に対する村独自の支援策でございます農業機械等共同利用整備事業につきましては、農業機械の共同利用を可能としまして、省力化やコスト削減、

さらには経営体間の連携強化や農地の維持管理につながっているというふうに考えてございます。

また、国の政策でございます経営所得安定対策につきましては、経営安定対策や経営開始資金につきましては、主食用米を中心とした農業所得の下支えや営農定着を後押ししているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 様々成果は、当然上がっているのかなというふうに認識してございますが、新規就農の現状をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんにお答えいたします。

新規就農の数でございますが、新たに令和6年度から、地域おこし協力隊制度を活用しまして新規就農した方が2名ということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 2名の新規就農者がいると。

それらのフォローアップを当然していって、最終的には就農につながるんだろうなということで、ここにも記載のとおり、環境整備というような形が書いてありますが、それらの体制なり環境の整備はどのように取り組んでいるか、お伺いします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 新規就農者へのフォローアップとしましては、やはり各種研修等への参加、こちらへの誘導、または各資格の取得、また技術取得についても、こちらで支援してございます。

また、地域おこし協力隊の2名につきましては、この3年間におきまして就農可能な技術等を取得しまして、3年後からすぐに、今度は国の経営開始資金を活用しまして、すぐに就農がスムーズにできるようなことにつきまして支援していきたいと思っております。

また、日常的に関しましても、今は大玉村の農業振興公社のほうで着任してございますので、そちらでいろんな地域の方とのつながり等を、そういったイベントがあるときには必ず参加するようにしていただきまして、地域の方ともつながりも持てるような、そういった支援のほうも日常的にしてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 様々なフォローアップの方法あろうかと思いますが、新規就農の方、当然、農業を続けていく中で、本当にこの猛暑の中でいろんな農作業をやらなくちゃならないということで、これから就農しながらいくという中で、例えば体調を崩して取組できなくなってしまうとかという場合、これは家族とかそういう方がいれば、当然そういう方がフォローアップしなくちゃならないんでしょうけれども、今言うよう

に地域おこし協力隊なり、よそから来た方、そういう方が、万が一そういうときになったときのフォローアップ体制、例えば農作物、これは毎日生き物でございますから、そのままにしておくと出荷できないような損失が出てしまうということもあるので、そういった部分のフォローアップはどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんにお答えいたします。

猛暑による体調不良による、確かに仕事ができなくて、その分の損失ということは、新規就農にかかわらず全ての農業者について考えられ得ることだと思います。

そういったときのバックアップのために、やはり日頃からの地域付き合い、こちらも大切だと思いますが、就農した場合、すぐに青色申告によって収入保険、こちらのほうに加入していただき、そういった場合の万が一の補填にもできるような、そういったところにつきましても支援というか、働きかけのほうはしていきたいと思います。

また、農業振興公社におきましても、ある程度の受託のほうはできる体制を整えるような、そういった整備のほうも併せてしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） ありがとうございました。

安心して、やっぱり就農していくように、しっかりフォローアップしていただきたいなと思います。

それから、営農団体の育成についてはどのように取り組んでいるか、お伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

営農団体につきましては、これまで様々な支援策を行ってきております。引き続き、そちらの支援策も行っていきたいというふうに考えてございますし、あとは現在取り組んでおりますのが、地域まるっと中間管理事業でございます。そちらに関しまして、説明会、勉強会等を行ってございますので、そうした取組を行いながら、新規の新しい営農団体の取組などというところにも力を入れていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 営農団体、しっかり後押ししていかないと、先ほど言ったように、10年後にはもう半分やる人いなくなっちゃうというようなことなので、しっかりそこは大事な部分なので取り組んでいただければなと思います。

次に、（2）の質問でございます。

農業生産団体で大規模に行っている方、農業機械の共同購入と補助がございます。

面積が大きくなると、機械の使用時間も当然長くなり、故障等のリスクも非常に高くなるというふうに考えております。それらのメンテナンス等をしっかりしていかな

いと、大規模な故障につながって多額な修理代が出るというような形も考えられると思います。当然、年間の維持管理費も、もう高額となっているようございます。使用する機械は作業ごとに違い、汎用性がございません。田植機は田植しか使えない。コンバインは稲刈り、刈取りしか使えない。同じ時期に、同じ機械を使用します。

例えば、一旦故障すれば、即座に修理できれば一番よろしいんでしょうけれども、代替の機会が必要な場合等もあるのかなというふうに考えます。このような状況で、営農は容易でないというふうに考えます。これらのリスクを少しでも低減するために、年間の修理代等を考慮してリースを活用している団体もあるようございます。

これらのリースに対する補助の取組が可能か、伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

農業機械の高額化が進む中で、初期投資を抑えられるリース方式につきましては、農業者にとって購入しやすい選択肢の一つであるというふうに認識でございます。

現在、共同利用を前提として農業機械の導入に対しまして補助を行っているところでございますけれども、リース方式による機械導入や維持管理についても、農業者の経済的負担軽減を図る観点から利用が可能かと考えておりますので、他自治体の取組なんかも参考にしながら、今後前向きに検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 前向きに検討してくれるということで、県のほうのリース事業もあるようでございますが、県のほうの事業については取り組む面積要件がかなり大規模でないと該当しないということで、大玉村の方にもお話ししましたが、ちょっとなかなか今の段階では難しいという話も出ておりまして、そこまで到達するのに、今これからいろいろ先ほど言った耕作地離れ等もあり、農業振興公社等が中間管理機構を使って集積を図っていく中、ある程度の面積になれば県のほうのリースも該当になってくるのかなと。そこまでいくのに、やっぱりそう簡単に短時間でいかない部分があるので、そこを村のほうで何とか、その間でも後押ししてリース事業のほうを取り組んでいただければなというふうに考えております。

こういった取組をすることによって、例えば新たな法人化につながる、そういう可能性があるのかなというふうに考えておりますが、そういう切れ目ないいろんな支援は必要でないかなというふうに考えます。

支援について、村のほうで、また何か新たな考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

経営規模の拡大だったり、効率を図るため、担い手同士の連携というものが非常に大切であるというふうに感じてございます。

先ほども答弁しましたけれども、本村におきまして、地域まるっと中間管理方式と

いうものに取り組んでおりまして、推進しているところでございます。11月に第2回目の研修会を予定しております。この中におきまして、非営利型一般社団法人の設立についてということで、講師の方からご講演をいただく予定でございます。

こうした取組により、今後、法人化に向けた意思が固まった組織に対しましては、設立時の助言等など、最大限の支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 3番目の質問とちょっとダブる部分もあるんですが、今ほどお話しした、例えば今、一生懸命やっている方、1人でやっているんですけども、例えば知り合いが同じような規模でやっているので、2人でじゃもっと規模を大きくするかとか。

やっぱり、さっきお話ししたとおり、1人でやっている場合は、いろんな部分に心配な面が多くてリスクもあるということで、必要以上にやっぱり耕作面積を広げられないみたいな状況があると思うんですが、そういったよくある担い手同士が規模拡大してやってみるかとなったときに、村もそういう情報を集めながら、そういう方を法人化に誘導できないか、その取組を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんにお答えいたします。

そういった個人同士の生産農家が合わさって小規模な法人立ち上げる等でございますが、村としましては、そちらのほうに誘導することはしておりませんで、やはり法人化、設立した後が大事だと思いますので、やはり自らの意思で結びついたところでないと長くは続かないと思っております。

ただ、そういったことをやりたいんだというような生産者の団体に関しては、村としては個人間に対する最大限の支援をしていきたいと思っています。

また、法人化した後の支援等でございますが、マッチング等、そういったことを図るのは、やはり村だったり農業振興公社の役割だと思いますので、誰か一緒にやってくれる人いないかというようなそういった声があれば、そういった情報をずっと蓄積していきながら、そういったマッチングにつきましても図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） ありがとうございました。

先ほど、部長のほうからも11月に法人の研修会があるということで、そういったものを大きく広くPRしていただいて、そういう方が一法人でも増えるように取組をよろしくお願いしたいと思います。

次に、（4）の質問です。

これは以前にも質問しましたが、カバープランツの導入に向けて実証実験ができないかということで、猛暑が続く中、畦畔の除草作業が大変過酷な作業でございます。

水管理も含めて管理作業として集計される農作業の中で、全体の26%ぐらいを占めるということで、実際やっている方が、やっぱり畦畔の除草がなくなれば面積幾らでも増やせるよと。

また、周囲の草刈りが大変だから、そこは作付しないほうがいいかなというようなことで、耕作放棄地のほうにつながりかねないような状況もあるということで、ぜひ大規模農家とか法人に協力していただいて、カバープランツの実証実験ができないか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

現在、農業振興公社におきまして、カバープランツやグランドカバーについて、知見や実施者の方の生の声による調査を実施しているところでございます。

農地の管理費に占める除草費用の割合が増加傾向にある中、安いコストで雑草を抑制し農作業の労力を軽減する、また景観が向上する方法として有効とされております。

一方では、結果的に二、三年で草が生い茂るため、草刈りをせざるを得なくなり除草剤を散布したという声も上がっているようでございます。

今後、引き続き農業振興公社につきまして、芝、シバザクラ、ヒメイワダレイソウなどの植物を用いまして、畦畔や水路敷の雑草の抑制効果について、引き続き調査研究を継続していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） ゼひ、積極的に取り組んでいただければなど。大規模な方なんかは総面積がやっぱり多いので、ゼひうちのところを試験的にやってもらえないかなと。そうすれば、少しでもその分は作業が軽減されるというようなメリットもあるのかなと思いながら、お話を聞いていました。

それでは、次に（5）の質問です。

直播事業ということで、振興計画にも記載がございますが、39ページになりますよね。

そこに、振興計画の経営所得安定対策として、直播栽培など効率化の推進ということが記載されておりますが、現在はどの程度推進されているのか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

これまでですと、直播栽培の組合がございまして、今ですと3ヘクタール程度を実施しているそうです。

農業振興公社につきましても、遊休農地のほうを利用して、令和6年度から完全直播の栽培を実施してございます。

また、農作業労力の軽減を目的に、今年度からは湛水直播栽培の実証も行っているところでございます。

2年目を迎えました完全直播につきましては、4月15日に播種を行いましたが、

発芽より先に雑草が一面覆いまして、6月20日に断念し、再耕うん、代かき、田植を行っているところでございます。

失敗の要因につきましては、土の質でございまして、粘土状の土の塊、こちらを細かく砕き切ることができませんで、鎮圧しても種子と土壤を密着し切れなかったというものが一つの要因として考えられているところでございます。

また、今度から実施した湛水直播につきましては、耕うん、肥料散布、代かきの後にドローンで直播するものでございまして、約2,300平米の水田に種もみ15キロを散布いたしまして、飛行時間につきましては約15分で完了してございます。

育苗と田植の労力削減できると考えておりますので、今後も収量や食味分析、経費等の情報を整理し公表するとともに、次年度におきましても継続して研究していくたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） メリット、デメリット、それぞれ当然あるのかなと。

何ていうんでしょう、皮肉なことというのだが、粘土質のほうが米をおいしくできるというのは、誰もが農家の人は分かっていると思うんですけれども、そこに残念ながら直播がうまく導入できないみたいなことであるんですが、やはり当然、土質とか場所によって、導入できるところ、できないところがあると思うので、そういうのを調査しながら適正な場所を選んで、低コストの農業を進められるように実施していただければなというふうに考えております。

多収高温耐性品種「にじのきらめき」は、倒伏しにくいとされ、直播とかにも取り入れられているようなので、不耕起栽培で多収性品種の「しきゆたか」などというのもあるそうなので、これも10アール当たり540キロぐらいの収量を取れるというような結果が出ているようなので、品質もほぼ一等で、栽培方法とやっぱり品質の相性が当然あると思うので、そういうのを研究しながら、どんどん取り組んでいただければなというふうに考えております。

猛暑に強い米、新聞報道でもいろいろありますので、こういった猛暑に強い米をやっぱり栽培していかないと、もう既に異常気象ではなくて、夏猛暑なのは当たり前というふうに当然これからなってくると思うので、それを見越して品種を、コシヒカリ一本でなくて、やはりそういうものを取り組んでいかないと生産も安定していかないと思いますので、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

それでは、（6）番の質問に移ります。

額沢温水ため池は、安達太良山の冷たい伏流水を水田に利用するため、温水にする施設であります。しかし、今ほど話した猛暑のために温水する必要がなくなってしまって、機能的にはもう要らないのかなというような話で、廃止してもよいのではないかというような声もあるそうです。

しかしながら、今、逆に今度、水不足の問題で大変な思いをしておりますので、せっかくある施設を生かすという意味で、池を掘削して貯水量を増やして、それら渴水

対策に利用できないか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

額沢温水ため池でございますけれども、こちらにつきましては昭和25年に築造されまして、確かに近年の気候変動によりまして、水温の変化などで整備当時とは環境が変化しているものと認識してございます。

今後の渇水対策としての利用につきましては、玉井地区におきましては三ツ森ため池もございます。そういった観点もございますので、まずは利用組合の方々を対象に、利用実態や今後の在り方について協議、検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） ぜひ、利用できるように進めていただければなと思います。

次に、最後の質問、（7）の質問になります。

米の需要拡大により米の増産が期待される。一方、長年やってきた減反で生産調整の米不足が要因だというような話になっております。生産調整により、畜産農家とか稻作農家もある程度の経営が成り立つようにやってきたと思います。

しかし、高齢化により、畜産農家の減少に伴い牧草地が返還され、今後、耕作放棄地になるのではないかという懸念があります。水田なら請け負ってもいいよというような話もあります。牧草地を水田に戻すのには、時間と多額の費用が必要です。

国がそういうふうにかじを取ってきてるので、ぜひそのための補助ができるのかお伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 2番議員さんにお答えいたします。

現在ですと、牧草地として使用していただきました水田を復田するに当たりましては、国・県、村ともに補助制度というものはございません。

しかしながら、食料安全保障や地域農業の持続性の観点からも、水田としての有効活用は重要ですので、村としてどのような支援が可能なのかというところを、多方面の意見や情報の収集を行いまして検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（館下憲一） 小泉農相は、今、持続可能な営農ができるようしつかりと予算を確保すると。今はそういう状況ではないのか分からないですけれども、2025年から2030年までの5年間を農業構造の転換集中対策期間というふうにして、多様な生産で水田を維持していくんだというようなことを言っておりますが、この世の中で、米の生産地と消費地の自治体首長同士が、米の生産や消費の在り方について話し合う米サミットが、来年発足するということでございますが、村は加盟して活動する考え

があるのか、村長の考えを伺います。

○議長（押山義則）　村長。

○村長（押山利一）　2番議員さんにお答えいたします。

まだ、内容が定まっておりませんし、本当に実効性があるのかどうかと、消費地でもやはり生産もしていますね。

ですから、その辺を含めて実効性があるというふうに考えられれば参加をしたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則）　2番。

○2番（館下憲一）　ぜひ、産地と消費地の首長同士なので、それぞれ思いもあって、うまい具合にいけばいいのかなというふうに考えております。

東日本大震災から14年がたって、振興計画ももう5年過ぎました。いろいろ復興だ、復旧だということで大変だった。そこに、新型コロナウイルスなんかも入ってきて、なかなか大変な状況ではありますが、押山村長4期目の当選を果たされ、振興計画後期の下で、住んでよかったです、住んでみたい村を目指して、大玉村づくり、そして村の基幹産業である農業が持続可能となるよう取り組んでいただくことをお願いします、少しあ昼をオーバーしましたが、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（押山義則）　以上で、2番館下憲一君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

(午後0時02分)



○議長（押山義則）　再開いたします。

(午後1時30分)



○議長（押山義則）　3番渡邊初治君より通告がありました「村長4期目の政策を問う」の質問を許します。3番。

○3番（渡邊初治）　3番渡邊初治です。議長の許可を得ましたので、通告してある1件について質問いたします。

村長は、3期12年の実績と選挙戦の政策の訴えにより当選されました。おめでとうございます。

そこで、村長4期目の政策を問うということでお伺いしてまいります。

まず、産業の振興と地域経済の活性化について伺います。

(1) 持続可能な農業活性化対策と農業振興公社事業の充実を今回の選挙戦では第一に掲げ、農業は村の基幹産業であり、米作りが続けられる農業支援をさらに強化すると訴えてきました。昨今の物価高騰によって、農家は非常に大きな影響を受けておりまして、耕作放棄地の再生や耕作者の高齢化、後継者不足、委託者の増加による受託者の受皿の充実・支援など、これまでの取組も相当されてきておりますが、これら

の取組をより発展させる施策をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 3番議員さんにお答えいたします。

現在、農業を取り巻く環境は物価高騰や後継者不足など様々な問題を抱えておりまして、大変な状況になってございます。

村としましては、本村の基幹産業でございます農業について、持続可能な経営ができるよう、これまで様々な支援や施策を行うとともに農業振興公社も設立してまいりました。

今後につきましては、後継者の育成、新規就農者の受入れ、新規就農者の研修への参加など担い手に対する施策など、また今後需要が増えることが予想されます農作業の受託支援など、農業委員会や農業振興公社、関係機関とも連携協力をしながら、農業振興公社を核とした様々な支援、施策、人材の環境や機械の整備などを進めていきたいと考えてございます。

時代に応じた施策を進め、対応していくかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（渡邊初治） ありがとうございます。

午前中に、2番館下議員さんも農業問題についてかなり突っ込んだ質問をしていましたが、これらについて、部長の答弁ですと今までの取組、それ以上のことはちょっと今の答弁ではあまり考えられない。もっと突っ込んだ取組を村長は考えているはずですので、もう一度お伺いいたします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 3番議員さんにお答えいたします。

農業を取り巻く状況というのは一朝一夕で改善できるものではありませんので、一步一歩進めていくと。ただし、あまり時間をかけると間に合わないという非常に難しい時期ではありますが、米価が上がりましたので、これがどういうふうにいくのかということが、今、一番の問題というか、期待するところでもあります。このまま米価が安定すれば、農業の後継者、新規就農者の問題もある程度、明るさが見えてくるんじゃないかなというふうに考えております。

ですから、ここ1年、今年1年、来年1年ぐらいの状況、二、三年の米価の状況によって事は大きく変わるというふうに考えていますので、変わらない、このまま高値でいく場合と、また元に戻ってしまう場合と、それを想定しながらいろんな制度を考えていきたいというふうに考えてています。

やはり、先ほど部長が言ったように、農業振興公社を中心として、今いろんなものに取組始まったところでございますので、これはＩＣＴを使った、ドローンを使ったいろいろ先進的な農業、それから後で質問出ていますが、ふるさと納税とか直売所等の米の確保、これもそういう状態が続くのか、それとも米余りになってしまうのかということによっても、過剰設備投資にもなりかねないと、今の状況で設備をします。

ですから少し、ここ1年ぐらいはある程度状況を見極めなきやいけないというふうには考えていますので、あと一番、今、産業課のほうに指示しているのは、新規就農者に対する周辺地域に負けない支援策を今、つくっているところですので、これを新規就農者がしっかりととここに定着できる、大玉で新しい農業に取り組んでみたいと思えるような制度設計をしておりますので、そういうものを含めながら一歩一歩前に進んでいきたいなど、支援をしていきたいなというふうに考えてます。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（渡邊初治） ありがとうございました。

そこで、今、村長も触れられましたが、（2）としまして農業振興公社事業の充実について伺いたいと思います。

農業振興公社は指定管理で直属の経営ではありませんが、あえてお聞きしたいと思います。

令和4年4月1日に法人化された一般社団法人大玉村農業振興公社を中心に、今後の農業施策をよりよい方向に導くと抱負を述べてこられました。振興公社は定款では14の事業を行うというふうに掲げられてありますが、4期目の今後4年間で農業振興公社の充実をどのように図る考え方、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

4年目に入りました。選挙期間中もいろいろと農業振興公社に期待する声を大きくお聞きしましたし、もう少し頑張ってくれというような声も大分多くいただきました。

逆に言うと、農家のたちは振興公社に対する期待が非常に大きいというふうに改めて感じましたので、まず1つは組織をしっかりと強化したいというふうに考えてています。

設立当初から、農業指導ができる人で組織運営ができる方を常務として置きたいということで、県のほうにも大分お願いをしてきました。なかなか、どっちかできる方はいるんですが、両方ともできる方というのは県の職員、OBでもなかなか難しいということで、今現在まで適当な方の紹介をいただけないと。

これから農業総合センターの所長とお会いするべく、今、連絡を取っているところですが、そういうところで、いよいよになれば組織運営を中心にするのか、それから農業指導を中心にするのか、それはある程度選ぶしかないかなというふうにも考えておりますが、理想はやはり両方ともできる方ということで、今、今年度中に人選ができればということで努めてまいりたいと。

ですから、常務を置くと。それから、あと役場職員2名が派遣されておりますが、やはりプロパーが欲しいと。役場職員は定期的に異動になりますので、農業振興公社が自立していくためにもプロパー職員が必要だというふうに考えていますので、まずは組織の強化を考えていきたいというふうに思っています。

それから、目指すところはやはり新たな農業、なかなか個人の農家が取り組めない

ような先進的な農業に取り組んでいって、その成果を農家のほうに下ろしていくということですので、いろんな今、ＩＴを使った、ＩＣＴを使ったものとか、ＡＩを使った農業とかいろいろありますので、そういうことの調査研究をしながら実際に取り組んでいきたいと。

それから、あともう一つは農作業の受委託、これはそう遠くないうちに取り組まなきやいけないなというふうに考えています。

やることはいっぱいあります。農地の集積、農業委員会とともに進めていくとか、そういうものも含めて、法人化の手助け等々含めて大変な期待をいただいているが、なかなか全部を一度にというわけにはいきませんので、遅滞なく前に進むように振興公社と話合いをしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則）　3番。

○3番（渡邊初治）　ありがとうございました。

これで目標が村民も大分見えてくるんじゃないかなというふうにお伺いしました。

ありがとうございます。

(3) 番としまして、県内外に誇れる大玉村産米の販売の在り方を具体的に考えていくと抱負を述べられておりました。ふるさと納税の返礼品として定評がある大玉村産の米が昨年度は不足になり、返礼が途中で止まったようですが、米に限らずふるさと納税を増やす取組について、いろいろお考えがあると思いますのでお伺いいたします。

○議長（押山義則）　村長。

○村長（押山利一）　再度お答えをいたします。

予想外の米騒動でしたので、ふるさと納税の返礼の米に困るとか、直売所は米が中心ですが、直売所で米が売れないと非常事態が起きましたが、今までの状況から見ると、農家の方たちの今回の早期の米の販売というのはやはりやむを得ないというふうに感じております。

これについてどう対応するかということで、今、農業振興公社のほうに冷蔵倉庫を備えて、ブランド米については全量買上げをするということで、今回の予算に計上をさせていただいております。

一般社団法人ですので、それ以外のものをやる場合には起債を、借金をするということもできますので、その場合に村からいつも補助金、支援金という形ではなくて貸付金、もしくは独自で起債をしていただいて、村はそれに対して債務保証をするというような方法もありますので、いろいろと検討していきたいと考えています。

まずは、米を確保するということを優先でやっていきたいなと思っております。

ふるさと納税については、大玉村のポテンシャルからすれば五、六千万というのはちょっと少ないというふうに思われますので、これを増やす方法を考えるために、来年度どういう形にするかはこれからですが、ふるさと納税の担当係を設置したいと考えています。関係機関と協議をしながら、ふるさと納税をまず取りあえず、それを

増やすことをやっていきたい。

ふるさと納税については、通常の税と違って交付税が減額されませんので、そのまま生で使えるということですから、その金額からいうと普通の税等の収入から比べると3倍ぐらいの額になりますので、ふるさと納税はこれから財源確保としては非常に重要ですので、しっかりと新たな返礼品の開発を含めながら増額を目指してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（渡邊初治） ありがとうございました。

これについても、本当に目標が今、語られましたので、そのようなことについて職員も協力して実現できるようにお願いしたいと思います。

次に、暮らしの安心・安全の確保と健康長寿の村づくりについてお伺いいたします。

（1）災害に強い村づくりとして、今まで積極的に施策が実施されておりますが、地球温暖化の影響で全国で毎年大規模災害が発生しております。今年度も相当な、秋田県、それから九州地方、災害が発生しております。いつ、どこで予期しない災害が発生するか分からぬ状況を想定し、防災訓練は毎年実施する必要があると考えております。

これは学校や会社、事業所、福祉施設などでは定期的に避難訓練を毎年1回以上実施されていると思います。午前中、学校では2回訓練を実施しているという答弁がありましたが、村全体でも、過去に私も参加しておりますが、これについては先ほど596名の要支援というか、そういう方々も発表されております。

したがって、これらがスムーズに避難できるような考えを思っておりますので、毎年村独自でも開催する必要があるんではないかと考えておりますので、村の考えをお伺いいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 3番議員さんにお答えをいたします。

防災訓練を毎年実施することによる消防団や参加団体等への負担を考慮して、当面、現状の2年に1度の開催にしたいと考えておるところでございます。

また、村では自主防災組織の立ち上げを支援しており、自主防災組織ごとによる防災訓練やリーダー研修会などを支援し、防災力の強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（渡邊初治） ありがとうございました。

確かに毎年というと、仕事をしている消防団員、それから各学校、施設等の協力もないできないということありますので、2年に1回はやむを得ないのかなということございますが、しっかりと訓練できるように準備をお願いしたいと思います。

（2）番、健康長寿の村づくりについてお伺いいたします。

人間ドック、PETがん検診補助など、各種健診による村民の健康維持に積極的に取り組まれておりますが、早期発見、早期治療による健康長寿の村づくりのために受診率が向上する必要があると考えております。

したがいまして、会社、厚生年金等による健診の状況については把握がなかなか難しいのかなと思いますが、村民全体の受診率向上にどのような工夫や取組を行っているかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 3番議員さんにお答えをいたします。

特定健診、がん検診などの一次健診につきましては、全世帯に申込書を配布する際に受診勧奨通知の同封、それから防災無線による受診勧奨を実施しております。

特定健診未受診者に関しましては、年に2回の受診勧奨通知を実施し、受診率向上に努めておるところでございます。

健診の結果、精密検査が必要になった方には、早期治療と精密検査受診向上を目指して、健診結果、それから紹介状とともに精密検査受診勧奨の通知をお送りしているところでございます。

さらに、その後も未受診の場合には再通知を2回ほど実施し、受診につなげているところでございます。

重症化や緊急性のある方に関しましては、保健師による電話や個別訪問によりまして、精密検査の受診勧奨を実施しております。

自己や家族の健康を守るためにも、健診の必要性や精密検査の重要性について、今後さらなる周知に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（渡邊初治） ありがとうございました。

全世帯の年に1回の申込み、これ私も積極的に参加しておりますが、その後2回の勧奨をしたり、未受診者に2回、その後、職員による未受診の方々に受診を積極的に行っているという答弁をいただきまして、かなり細部にわたっての受診勧奨をしているということが分かりました。

今後も、これらについて今までの答弁の以上、積極的にお願いしたいと思います。

次に、教育環境の充実についてお伺いいたします。

村では、全国に誇れる数々の幼稚から高校まで施策が実施されておりますが、大学生への奨学金制度はまだ実現されてないというふうに村長は申しておりました。3期目では実現できていないと。今後実現され、制度を活用した学生が大玉村に戻り、活躍されるよう期待をしております。

したがって、秋田県ではこういう大学生への奨学資金を実施している町村があるというふうに聞いております。奨学金の制度設計は時間がかかるかと思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

3期の中で政策として掲げたものは、全て計画、または着手をさせていただきました。

唯一、公約の中でできなかったのがこの大学に対する奨学金制度ということでしたので、今回改めてこれを出させていただきました。

奨学金には給付型と貸付型があります。

給付の場合には、かなりの財源が必要になります。ですから、大玉のような小さい村ではなかなか難しいと。その場合、ほかの町村を見ると、多くの寄附を頂いて、その利子とか原資を加えながら補助しているというのが現実なようですので、残念ながら大玉にはそのような原資がありません。

そうすると、貸付型となります。それは利息がつきます。後で返してもらわなきやならないですね。

ただし、それに関するような奨学金というのはいっぱいあります。ですから公的なもの、私的なものありますので、それを活用していただければいいんだろうというふうに感じていますので、今はできれば来年度から実施をできればというふうに考えているのは、大学を卒業して大玉村に帰ってきた人に対する奨学金返還とか、利息とか、元利金とか、そういうものに対する助成、これも奨学金には変わりはありません。

ですから、外に出て、大学を出て、帰ってきて大玉村でしっかりと村民として頑張ってもらうんですけれども、やはり奨学金の返済等がこのまま続くというようなものに対して、村としては助成できるんではないかというふうに考えてています。

これはまだ私の中の私案なので、これから教育委員会とか関係機関と協議をしながら詰めて制度設計をやってまいりますが、それが大玉村の財政的なものとか将来的なものだと可能かなというふうに考えていますので、その辺を中心として制度設計をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（渡邊初治） ありがとうございました。

具体的に見えてきました。これを早期実現するためにも、ふるさと納税をやはり多くやっていただけるように、大玉村職員、村民も一丸となって取り組む必要があるんじゃないかなというふうに感じました。

これで私の質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、3番渡邊初治君の一般質問を打ち切ります。

10番須藤軍蔵君より通告がありました「防災・減災対策について」ほか1件の質問を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 10番須藤軍蔵です。さきに通告いたしております2件についてお伺いをしたいと思います。

まず、防災・減災対応についてであります。

近年、記録的な豪雨や大規模な地震など自然災害が全国各地で頻発しており、一昨

日も静岡で竜巻による1,000件以上の被害というようなことで、町村規模になつたらもうどうしようもないような大変な災害が発生しているわけであります。

こうしたことでも踏まえて、国においては2026年から防災庁というのをつくるんだという方針であります。防災庁と地方創生、これは石破さんに非常に私は期待していたんですけれども、これ頓挫するんじゃないかなという心配はしているんですけれども、高市だの何だのなんていつたら、これは大変な、全然そんなのがなくなっちゃうんで、石破さんは私は予測して当たったんだよね、今回。そういう総合的に判断すると、石破さんかなと思ったので、もっと続けてほしかったなど、実は。地方創生と防災についてだけは、やっぱりかなりインパクトがあったんですけども、残念だったなというのが実感です。いずれにしても、防災については、これは誰かなあってもやつてもらわなきゃならないんで、ぜひ取組がなされるべきだと思います。

大玉村にあっては、比較的災害が少ないところなどと今まで言わされてきましたし、それはそれとして大変よかったですけれども、ここ2市1村の中でもそれは確かにそうですね。

阿武隈川を抱えた堤防の決壊など、舟形橋の近くであったり、それから安達太良川との合流点であったりして、実は昨日もう一回、改めて本宮市の中央公民館のほうを見てきて、昭和16年に1回あったのかな、その後、令和元年かな、ここまで上がったんだよというところをもう一回、昨日自分の目で見てきたんですけども、まあ大変な、郡山市の屠場も前あったときも、もう1年以上も使えなかったというの là ありましたけれども、そういう想定がもうできない状況にあるわけでありまして、そういうものについて、やはり災害から住民の財産を守るところまで、とてもあんなってはいけないんですけども、命だけは守りたいというのがやっぱり、さらにはまたそういう中にあっても業務の継続という、確保するという、横文字で何とかかんとかと、リスクとかいうやつ、そういうので、今、盛んに自治体でも、あるいは議会としての立場からもそういうものが今、検討され、あるいは策定がされている最中だというふうに思うところであります。

この災害対策については、午前中から、それからさきの、今の前の質問者の方からも、合わせて2人の方からもありましたので、それだけ今、重要なんだなというふうに思うところですが、具体的に幾つかお尋ねしますが、（1）として災害の備え、いわゆる備蓄品、これらについての充足率、それからまた更新はどのようにして行われているかという、そういう状況についてまずお尋ねをいたしておきます。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

災害備蓄品の充足率につきましては、算出してございませんのでお答えできませんが、備蓄品につきましては台帳を整備して、毎年点検をしながら必要品の補充等を行っております。

また、食料品や日用品などにつきましては、株式会社PLANT、こちらと災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定、こういった協定を締結してござい

ますので、災害時には大玉村に優先的に供給される体制を整えておりますので、食料の備蓄につきましては必要最低限としている状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） P L A N Tとの協定ということで、まずは食については確保できるというようなお話をありました。

(2) として、これまでの災害の経験からの教訓について質問の通告をしたところであります、昨年9月にこういうものが出て、これらを改めて見たところであります、それらについて、経験からの教訓というものが、実際は土石流とそれから火山火災のこういう状況になるんだということで、一定のやっぱり教訓がそこに示されていたんだなというふうに思っておりますし、どこの地域で、この地図の中で土石流が発生したり、あるいは例えば河川ですと、私の記憶では喜八さんの後ろの川が氾濫して木流しをやったなんていのも覚えているし、それから十何年か前に、たしか村長が初めて村長になって、まだ村長なるかならないかの間のあたりに1回あったんだよね、鎌研沢で大変なこれも被害があったと。

それらについて、やはりこの地図の中ではちゃんと記載されているんですけども、そういう中での教訓というものがきちんと記録なり、そういうものはなされているかどうか。

それから、そういうときにあって住民の方からどういうことが必要だったのか、あるいはこれからどうしてほしいのか、そういう要望等々についてはお話を承って、それを蓄積しているかどうかというようなことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

平成25年7月から8月にかけての玉井・矢沢地区等の豪雨災害では、住宅の床上浸水が3棟、床下浸水が18棟の被害が出ました。こうした被害の状況や経過などにつきましては、しっかりと記録は整備されているところでございます。

また、住民の皆さんのお意見等につきましては、特に記録等ございませんけれども、大量の土砂が宅地内に入ってきたため個人での除去が困難との要望を受けて、土砂の撤去、それから運搬に係る費用の助成を行っているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。

次に、(3) として、土砂災害の警戒区域の区域指定というのがなされているわけであります、それ以前にそこに住まわれていた、そういう状況もあるわけでありますが、これらについて村としての事業として、そういう方々が移転なり、あるいは住宅の撤去なり等々が発生した場合においては、一定程度の相談に乗ったり、あるいはそれなりの援助がなされるというような状況があると思いますが、それらの状況があったかどうか、あるいはそれらの現況についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 10番議員さんにお答えいたします。

土砂災害警戒区域指定以前から存在する住宅の移転でございますけれども、これま
でに実績はございません。

ただ、土砂災害特別警戒区域の住宅移転に対する補助制度を設けておりますので、
土砂災害のほうから生命と財産を守るため、ぜひ住宅移転等を検討していただきたい
というふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。

今のところはそういうあれはないと。まあ言われたからって、すぐということはな
かなか実際はできないというのが実態だと思いますが、ただ、これ予測できないんで、
そういう今の姿勢というのは、村としての対応は必要だというふうに思います。

（4）、防災会議におけるというのは、もうこの冊子の中に1番目にこうだよ、
2番目にこうだよと何回も書いてあるので、これに尽きたと思うんですけども、要
は何でそういうことを言っているかというと、住民に一番近い村政ということを一番
のキャッチフレーズにしているのに、一番近いのはやっぱりまずは命を守ると。

まずは、災害が起きたとき、テレビなどを見ると、やっぱりもうすごい各地の被害
の状況を見ると絶望的な姿だけで、何をやっていいか分からぬというようなのがず
っと映っているんですね。

そういう中にあって、やっぱり行政が何らかの発信をするということは極めて住民
にとっても心強いものだと思いますので、そういう意味で防災会議というものは一番、
最高のたしか会議だと思うんで、会議もきっちりやられているような成果報告もある
ようありますので、そういう中での一番なんだという点について、そういうことにつ
いて、あればお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

防災会議は、災害対策法に基づきまして国土交通省河川国道事務所や土木事務所、
それから消防本部、それから警察署など関係機関で構成しております、地域防災計
画の作成、それから総合的な防災体制の確立を目的として設置されてございます。

防災会議におきましては、それぞれの関係機関と連絡調整を行い、連携しながら被
害の未然防止や拡大の抑制など、防災対策の強化を図っていくものと考えているとこ
ろでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 災害については、最終的には自分の命は自分で守るんだとい
うことを合い言葉にというようなことで、その中で自助、共助、公助というようなことにな
っているわけでありますけれども、先ほど言ったように、やっぱり一番の要は行政

でありますので、そういう住民に寄り添った、そういうことをお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

次に、定住促進対策事業について伺います。

活力ある大玉村の村づくりの一環としての事業が、住宅取得、その他環境整備等々も含めて人口増に大きな役割を果たしているというふうに考えるものでありますけれども、そこで村長は今日までの事業の進み具合、これをどのように捉えられているか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則）　　村長。

○村長（押山利一）　　10番議員さんにお答えいたします。

定住促進対策事業、これにつきましてはかなり歴史のある、前々から行われている事業でありますので、ほかの町村がまだ取り組まないうちに先進的な事例として取り組んでまいりまして、その結果が今の人団を維持しているというものに直接結びついているんだろうというふうに感じております。

ですから、この事業がなければ多分、大玉村は今、人口減少の中にあったのではないかというぐらいまで効果のあった事業だというふうに考えております。

その都度その都度、内容も変更してまいりまして、ネットワークということで登録した業者だけでやっていたものが、それ以外にも拡大をしてきておりますので、これからもまた改めて見直しをして、その時代その時代に合った策を講じていかなければならぬというふうに感じます。

それは、ほかの市町村も大玉村の制度を取り入れて、だんだん大玉村のこれに対するアドバンテージは薄くなっていますので、この辺についてはただお金だけで手当てをするというのには限界がございますので、それ以外の部分で何ができるかをしっかりと捉えてやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則）　　10番。

○10番（須藤軍蔵）　他町村がやる前からやってきたということが、やっぱり大きなインパクトがあつて効果があつたんだということを含め、今日の状況を踏まえた新たな対応を検討していくかなきやないと、こういう状況なんだということのお話であります。

土地の利活用は基本的には民間主体でありますて、村は一定の要件を満たしたところにそれを後押しするんだと、そういうスタンスがこれまでも貫かれておりますし、これからもそうだとは思うんですけども、やっぱりそこにあって、その地域の有効な土地の利活用はやはり道路だと思うんですね。

この間も、相応寺の脇のところ、あそこからずっと新しい道路、石橋までつながつたと。あと、途中からトロッコ道のほうに、あそこのところで6戸だか7戸の今、整備がされていると。ああ、進んだなというふうに思っておりますが、例えばあの地域なら、あの地域がもっと全部、せっかくやつたのが埋まるようにするようにするためにはやっぱり道路が必要かと。

それから、俗に的場というけれどもいろいろあるんだけれども、あそこも結構開発

がされて、どうしても道路に利便性があるところから埋まっていくと。あのところはなかなかというようなことがあるので、せっかくやるところなんで、やっぱり道路というものに対するは、先ほども言った後押しするんだという立場からすれば、それは何もないのかなとは思うんだけれども、村としてはどういう手法で道路を考えるか、何かいい知恵があるんではないかというふうに思うんですけども、それらについて何かあればお願ひしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 10番議員さんにお答えいたします。

定住促進対策として道路を整備することは、大変重要であるというふうに認識してございます。

相応寺裏につきましては、南北軸として仮称午房内・馬場線の整備計画をしているところでございます。

今後も開発業者の意向を伺いながら、出入りができるなどの土地が出ないよう開発計画を立てていただくようお願いしていくとともに、有効的な土地の利活用について計画検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

道路については幾つか見てきました。

例えば、東部ふれあいセンター、大山の前の議長の家のあるのところの脇に田池だったかな、あそこのところは道路が2本入っているんですね。整備されているし、何か奥のほうに車をいっぱい止めるところを十分確保してあるんだという話もあって、そういうことでこれはいいなと。半分ぐらいはもう埋まったようなことで、そこからもうちょっと先に行くと、またもう1か所あったんですけども、わがいの土地、あるいは買った土地をどのような区画でどこにするか、一々我々が口を出したり余計なことは言うことじゃないという話なんだけれども、どうせ売ったり買ったりして入ってもらうなら、やっぱりいい造りにしたほうがいいのかと。

旧国道辺りには10区間ぐらいあったかな、入口の1軒だけできているんですね。あとはずっと中まで見てきたなんだけれども、あの区画は、こういう区画がどうなのか、それは俺らが余計なお話を必要はないんだけれども、ただせっかく造るならやっぱりよく造って入ってもらうということが大事だというふうに思いますし。

もう一つ、今、2区画以上造成して出来上がったら、業者に対してこの事業による一定の助成はしているわけですね、50万円だっけか。これを入居者が決まってからにしたほうがいいんでないかなと。というのは、やっぱり業者さんもこれを造って、あとは誰か親戚とか何か、誰でもいいからとにかく入れることによって、2区画だから100万円か、そういう自分自身の努力もあるし、やっぱりあと区画についても希望に沿ってやるとかという、そういう何か前向きなもう一步、一生懸命やる起爆剤になるのかなと。

決してやることが悪いわけではないんだけれども、出来上がったらすぐにというよりは、入居者が決まつたらやるというほうがよいのではないかというふうに私なりには思うんですけども、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長（橋本哲夫） 10番議員さんにお答えいたします。

定住促進住宅団地造成事業交付金事業につきましては、平成27年度から昨年までの間で241区画に対しまして住宅建築件数は219件、販売率は90.9%となつてございます。

議員さんのおっしゃるように、場所的な問題もあるのか、または区画の問題等があるのか、販売に至らない箇所もあるのも事実でございます。

ご質問の趣旨につきましては十分理解するところではございますが、本事業の目的としましては、企業における事業の初期投資の一助とすることによって、本村への事業促進につながっているものと考えているところでございます。

今後、事業の検証を行うとともに、販売に至らない事業者等に対しては、速やかに販売につながるような方策を講じるよう周知を図りながら、基本的には現行の制度に基づいて事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。

241区画のうち219件だと。非常にこれはこれとして、やっぱりよかったですのかなというふうに思いますし、今のお話のようなことも含めて、要はこういうせつかくやった事業がさらに前に進むと、先ほどお話をありました道路の件も含めて、やはりそういうものを含めて事業が前に進む、そういうための様々な取組というものをもっと模索しながら、さらに効果が上がると、そして喜ばれると。そういうものにするよう取り組まれるということをご期待をして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後2時35分といたします。

（午後2時19分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後2時35分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 4番菅原貴子君より通告がありました「住民票等のコンビニ交付の進捗状況は」ほか1件の質問を許します。4番。

○4番（菅原貴子） 4番菅原貴子です。議長の許可を得ましたので、さきに通告いたしました件について、これより一般質問を行います。よろしくお願ひいたします。

初めに、住民票等のコンビニ交付の進捗について伺います。

コンビニ交付については、本議会の議案第65号で関係する条例の一部改正が提出されたところですが、改めて昨年12月議会で住民票、戸籍謄本等のコンビニでの取得について私から質問をし、住民福祉部長から村民が休日や夜間に取得できるコンビニ交付のメリットについても承知しているので、今後コンビニ交付の活用の検討を進めてまいりたいと答弁をいただきました。

その後、住民票や印鑑証明等のコンビニ交付サービスは、令和7年度の重点事業の一つとして広報おおたま2025年4月号にも掲載され、現在、よりよい住民サービスのために準備が進められていくと聞いています。

証明書等のコンビニ交付は、特に村外で勤務している方など業務時間帯に役場窓口に行けない方にとって、自宅や職場の近隣コンビニで通勤の途上でも24時間交付を受けられるなど、広域交付制度ではカバーできない非常に便利な制度であります。

そこで、コンビニ交付の進捗状況を次のとおり伺います。

まず、コンビニ交付の実施時期、または予定期と具体的な交付の対象となる証明書等を伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 4番議員さんにお答えをいたします。

コンビニ交付につきましては、今後試験などをを行いながら、11月にシステム構築を完了し、12月にサービス開始を予定しているところでございます。

また、コンビニで取得できる証明書につきましては、住民票、印鑑登録証明書、それから所得・課税証明書の発行を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（菅原貴子） ごめんなさい。コンビニ交付の対象となっているものは約7種類くらいあると思うんですけども、その中で住民票とか印鑑証明、それから税金の証明書などは1枚か2枚で出せるので、戸籍謄本は何枚も枚数があるので難しいかなとは思っていたんですけども、このほかにまだ証明書があると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 4番議員さんにお答えいたします。

現在のところ、先ほど申し上げた証明書以外につきましては、交付を予定していない状態でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（菅原貴子） ありがとうございます。

今後、コンビニ交付の実施時期や対象証明について、利活用を進めるために事前の広報が必要かと思われます。

広報おおたまに掲載のほか、いつ頃どのような手段で村民に広報していく予定になっているのかお尋ねします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 4番議員さんにお答えいたします。

もう既に12月スタートを予定しておりますので、具体的な時期は今、お答えできませんけれども、できるだけ早い時期に広報に掲載して、住民の皆様に周知、徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（菅原貴子） 村内にコンビニが4か所あると思っているんですが、間違っていたらごめんなさい、あるんですが、そちらのほうのお知らせというか、何か周知できる方法は考えていらっしゃいますか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 4番議員さんにお答えします。

村内にある4か所のコンビニございますけれども、そちらのほうにも大玉村のこういった証明書が取得できる旨のチラシなどを貼付けするなり配布するなり、そういう広報の方法も考えてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（菅原貴子） ありがとうございます。

2つ目の質問なんですけれども、昨年、令和6年4月から、相続があったことを知ってから3年以内に相続登記をすることが義務化、罰則化がされて、周りでも自宅の登記名義が父親や祖父のままになっているなどの声が聞かれます。

今後、これらの現在コンビニで発行される証明に加えて、戸籍謄本も先ほどちょっと話題に出ましたけれども、これは必須ですので、コンビニ交付の対象証明書とするように順次拡大していく考え方があるかどうかだけ教えてください。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 4番議員さんにお答えします。

戸籍謄本、それから原戸籍などにつきましては、令和6年3月から全国の役所で本籍地にかかわらず取得可能となったところでございます。

また、戸籍のコンビニ交付に係る費用が導入費用が約2,000万円、維持費が約400万円と高額であることから、今回は導入を見送っているところでございますが、今後につきましては、コンビニ交付の状況を見ながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（菅原貴子） 今後、相続登記の義務化によって需要が見込めてくると思いますので、近隣自治体の対応状況等を見ながら対象範囲の拡大を検討いただければありがたいと思います。

次の質間に移ります。

美しい景観をつくっている「いぐね」を将来に残すために。

令和7年3月の強風によって、村内でも家屋、特に集会所など、ほか農業施設に甚大な被害が発生したほか、日本で最も美しい村連合加盟の際に地域資源として評価された美しい景観をつくっているいぐねにも倒木が発生するなど、交通障害や人命に関わりかねない事態が見られました。一部では倒木が電線にもたれかかり、停電も発生しました。

村内では、高齢化等によって管理の負担軽減を目的としてのいぐねの伐採が進んでいます。美しい景観を維持する村の取組を伺います。

1、令和7年3月の強風の際は、村職員による現地調査も行われていたようですが、農業施設のビニールハウス等は件数等把握されているようですが、いぐねの倒木件数の発生状況は把握していますか。把握しているようであれば教えてください。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 4番議員さんにお答えをいたします。

令和7年3月の強風による倒木被害は5件と把握しており、そのうちいぐねの倒木につきましては2件となってございます。

倒木被害につきましては、公共施設に支障を来すおそれがあるもののみ把握してございまして、私有地内の倒木被害につきましては把握してございません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（菅原貴子） 私有地内の倒木については把握していないというのはごもっともなお話だと思っています。

私が住んでいる近隣では、杉の倒木が県道の一部を塞いだり、神社の杉が倒れて送電線にもたれかかって、東北電力による撤去のための停電が発生しました。

いぐねの杉が家屋の屋根に倒れ込んだ件も、私が知っているのは1件ありました。これはあくまでも参考です。

次に、強風による被害は、いぐねを形成している主としての杉をはじめ、老木化が進んでいることや、所有者の高齢化に伴って枝打ちや伐採、植林などの手入れが十分に行われないことであり、いぐねのある美しい里山景観を標榜する村は、いぐねのある景色を将来に残すため、現在行っている杉苗の配布のみではなく、老木の伐採・撤去など若返りを支援する考えはありますか。

村内でもいぐねを伐採している事例が多く見られます。このままではいぐねのある景色は消滅してしまうのではないかと心配しております。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 4番議員さんにお答えいたします。

いぐねにつきましては、私有地にあり個人の資産となることから、個人で管理していただくことが前提となるため、現時点では支援等はございません。今後、需要等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（菅原貴子） いぐねは私有地にあることは十分理解しております。

しかしながら、美しい村連合の加入の際に、それを看板というか、いぐねを利用して、あまり言葉がよくないんですが、美しい村連合の加入の際にはそれを使ったと思われますので、全く村が支援しないというのはちょっと何かかわいそうかな、このままではいぐねはなくなってしまうんじゃないかなという心配をしているところです。

安達太良山を背景としたいぐねの里山景観が、地域資源として評価されたと伺っています。いぐねの木材を活用するサイクルをつくれないか、村が主導していぐねを維持していく方策の検討を進めていただけますようお願いして質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、4番菅原貴子君の一般質問を打ち切ります。

11番武田悦子君より通告がありました「こども誰でも通園制度について」ほか1件の質問を許します。11番。

○11番（武田悦子） 11番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告した2件について一般質問を行います。

最初の質問は、こども誰でも通園制度についてです。

現在の日本が抱える最大の課題は少子化です。子どもの出生数が大きく減少し、昨年は69万人となっています。

少子化を解消するための政策として、2023年12月22日にこども未来戦略会議、次元の異なる少子化対策の実現に向けてが閣議決定されました。

異次元のという言葉だけが独り歩きし、具体的な対策が見えてこなかったようにも感じますが、そんな中、こども誰でも通園制度が2026年4月から全ての市町村で始まります。

保育所を利用するには、保護者が仕事をしているなど保育に欠けるという要件が必要ですが、こども誰でも通園制度では就労要件を問わずに柔軟に利用できる新たな制度と言われています。

まず、この制度とはどのようなものなのか、制度の内容を伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

こども誰でも通園制度は保育施設におきまして、月、一定時間の利用枠の中で、議員さんがおっしゃられたように保護者の就労要件を問わずに時間単位で柔軟に利用できる通園給付制度で、全ての子どもの育ちと全ての子育て世代を支援していくといったものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 就労要件に関係なくということではありますが、どのような子どもが対象となるのか、全ての子どもといつても年齢要件あろうかと思いますが、そのあたりも含めて、また村内では今現在、この対象となる子どもは何人いるのか伺いたい

と思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

こども誰でも通園制度の対象となるお子様は、保育施設に通所していないゼロ歳6か月から満3歳未満のお子さんが対象となり、現時点では村内では約50人ほどが対象になるものと見込んでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ではこの制度、預かる側、事業所の要件というのはどのような要件があるのか、そしてこの村内ではどこがまず該当するのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

こども誰でも通園制度の事業者の要件でございますが、保育所、認定こども園など、認可基準を満たした保育施設などを運営する事業所となります。

本村におきましては、大玉村保育所を実施施設と想定しております、その場合におきましては、大玉村社会福祉協議会が事業者となる予定となってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 認可基準を満たす保育所、村内では大玉村保育所のみということになるのかどうか、この基準というのはいろいろあるとは思うんですけども、この後、大きい村の保育所だけではなくて、いろいろなところが想定されるというふうにはなっているんですよね。

子育て支援センター等々も、基準さえ満たせば事業者の対象となるというふうになっているんですが、現時点では大玉村保育所のみが想定されるということでよろしいんでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

ただいま申し上げた保育所、認定こども園などの認可基準を満たす事業所のほかに幼稚園というのも含まれてございますけれども、こちらにつきましては、3歳、4歳、5歳児の中にゼロ歳から2歳児が入っていくのは適当ではないということで、今の段階につきましては、大玉村保育所を実施施設と想定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 2026年4月、来年の4月から全ての自治体で実施するということになっているわけですから、開始に向けたスケジュール、どの程度進んでいるのか、もうほかの自治体では広報等にチラシ等も掲載されて、ホームページでそれも見られるようになっているんですが、大玉村ではどの程度、そういうスケジュールが進んでいるのか。こども誰でも通園制度、利用者の自己負担というのも発生するんです

が、これはどのぐらいの金額を想定しているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

現在、村社会福祉協議会、それから村の保育所、役場福祉課におきまして、受入れ体制や受入れ人数、職員の配置、そのほか運営開始に向けた協議を進めてございます。

また、12月定例議会におきまして、運営や設備に関する基準を定めた条例、こちらの上程を予定しております、来年4月からのスタートに向けて準備を進めておるところでございます。

また、利用者さんの自己負担でございますが、これにつきましては国から基準がまだ示されておりませんので、関係機関と協議を重ねながら今後決定していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 大玉村保育所では子どもたちの一時預かり事業、これも行われているわけですが、こども誰でも通園制度と一時預かりの違いというはあるのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

現在実施している保育所の一時預かり保育は、短時間労働、それから疾病、冠婚葬祭、心身の休養など保護者が家庭でお子さんを見られないときに利用できる制度に対しまして、こども誰でも通園制度は、集団の中で社会性や協調性を育むなど子どもの育ちを主眼に実施するもので、制度の目的が異なるものとなってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 目的が違うことは理解しておりますが、現実、子どもを預ける場面になったら何か違いがあるのかどうか。何の違いもないように感じるんですが、その辺をどのように考えていらっしゃるのか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

一時保育につきましては、午前8時半から午後3時半までの時間帯の中でお子様を預かるというような形になりますけれども、こども誰でも通園制度につきましては、月に上限10時間、1人のお子様10時間という制限がございますので、例えば1時間単位ですとか2時間単位ですとか、そういういった預かりの形態になります。こういった部分で違いがあるということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 先生にとっては、むしろ1時間とかという細切れで預かるのはすごく大変だと思うんですね。まして、全然保育に慣れていない子どもたちを預かる、

すごく負担が大きい事業になるのかなというふうにも思うんです。

その辺に、私自身もし預ける立場だったらすごく不安があると思うんですけれども、親の都合ではなくて、先ほど目的が違うと言ったように、子どもたちの育ちを応援する、どこまで応援できるのかと私はすごく不思議に思う制度なんですけれども、これ保護者の皆さんはどのように感じいらっしゃるのか。実際、自分の子どもを預けたいというふうに思っているのかどうか、そういうニーズ調査というか、在宅で子どもを見ていらっしゃる保護者の皆さんはどのように感じているのか、そういう意識調査は行ったんでしょうか。伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

現時点では、議員さんのおっしゃるようなニーズ調査、実施は予定してございません。

しかし、できるだけ早い時期に制度についてしっかりと周知を図り、利用される方への情報提供を努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 乳児健診等々もいろいろあるわけですから、そういう場面でこういう制度をしっかりと周知して、やはり保護者の皆さんもよく分からぬ制度だと思うんですよね。こども誰でも通園制度、聞こえてこないというか、いつの間にか来年から始まるよみたいになっていて、よく分かっていない人がほとんどではないかというふうに思うんです。

なので、しっかりと広報、そしてこういう形で預けられますよ、自己負担幾らですよとかというしっかりとしたものをお早い段階で定めていただいて、周知をしていただきたいと。

先ほどもありました月10時間しか預かれないと考えてしまいますけれども、仮に10時間、異次元の、どこが異次元なんだとは思いますが、月10時間預かって、対象者が50人いて、一遍にはもちろんあり得ないですけれども、対象者が重なったときに果たして保育所で対応できるのかどうか。今現在の保育所の保育士が対応するとすれば、そういう保育士の数の問題であるとか場所の問題であるとか、そういう課題、様々あると思うんですが、そういうところはどのように想定していらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

お預かりするお子様の定員など場所につきましては、今後、先ほどの関係機関との協議を進めて決定してまいりますが、今のところ協議の中では1日の定員は3名程度のお預かりということで考えてございます。

また、場所につきましても、保育所内の1室を想定して、まずはそちらでお預かりするような形で運営することを今、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この制度、住んでいる市町村だけではなくて広域的に利用できる制度というふうにも言われているんですが、それはどういうふうに利用する側は捉えたらいいんでしょうか。

どこの市町村でもやっていて、預かるところと保護者が契約を結ぶわけですから、例えば大玉村保育所、にほんまつ保育園、どこどことかというふうに契約さえ結んでおけば、それはそれでどこでも預けられるという理解でよろしいんでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） こども誰でも通園制度につきましては、広域入所という方法もあるとは承知しておりますけれども、その手法につきましてはちょっと今、検討段階ですので、今後改めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 在宅での子育てを支える仕組みとしてつくられたというのは分かるような、分からぬようないい制度になっているんですけども、在宅での子育て、決して楽なことではありません。大変なストレス、24時間子どもと一緒にいるわけですから、保護者の皆さんにとってはすごいストレスを抱える皆さんもいらっしゃいますし、この部分、保護者のストレスに対してもこの制度では支援をしていくんだよというふうにも言われているんですね。

保育所に預けたらば、保育所の保育士の人がそういう部分についても対応をして、相談を受けてというふうにも言われているんですけども、現場の保育士からしたらこれは大変難しいのかなと。

毎日来ている子どもに対する接し方と、本当に月に1時間だけ、2時間だけというふうにして来ている子どもたちとの接し方はまるっきり違いますし、まして保護者の皆さんもいろいろな方がいらっしゃるので、それに一々対応していたらおかしいという言い方は変ですけれども、やっぱり預かる側の負担というのがかなり大きいのかなというふうに思っている制度かなというふうに考えているんですが、大玉村、子育て支援、かなり特化しておりますし、相談支援体制も充実しているのかなというふうにも思います。

今後、子育て支援センターができれば、そこに相談支援業務もしっかりと引き継がれていくのかなというふうにも思いますが、より充実させるためにどのような手法があるのか、ここは村長に伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えします。

この制度は村が要望、自治体が要望したのではなくて、国がつくってやりなさいよということですから、住民のニーズを聞くまでもなく、これはもう制度として実施しなければいけないということですので、まず受け入れ体制をしっかりとつくらなきゃい

けないと。

今、保育所自体がなかなか人が確保できないと。今、入っている方をしっかりと預かるためにも、若干人数が少ないとという状況にありますので、全国一律でやりなさいよと。

これ一般質問なんで、議事録に載るというか広報に載ると困るんですが、国批判ではありますが、一方的に大都市もこういう小さな村も一律にやりなさいということですでの、そういう個々の事情は一切勘案していないもので、大変現場は苦慮するだろうと思いますが、そうは言っても制度はしっかりとやっていかなきやいけないので、これについては保育所のほう、社会福祉協議会の会長もここにおりますので、その辺も含めながら、しっかりと役場のほうと協議をしながら預かりをやっていきたいというふうに考えています。

あと、聞くところによりますと、いきなり保育所に子どもを連れていくて、ほとんど2時間なら2時間泣き通しで何もできないというようなことも、先ほど副村長のほうからお聞きしました。結局は親が付き添っているというのが、去年先行して試行としてやった郡山市の状況だというふうに聞いておりますので、完全に子どもを預けて親が何かをやるというのは現実的には難しいので、実際は50人が50人使うというのは実際はないだろうというふうに想定しています。せいぜい1か月二、三人かなという程度の話ですので、その辺についてはやりながら進んでいくこともありますけれどこれはあろうというふうに思っていますので、まずは子どもの安全、しっかりと預かるということを優先として体制は取っていきたいなというふうに感じます。

あと、子育て支援センターには親子で遊ぶスペースができますので、親がどうせ付き添うなら、かえって支援センターで遊んで、ほかの子どもたちと一緒に触れ合うということも当然できると思いますので、そういう点では選択肢は増えるだろうというふうに感じますし、子育て支援センターのほうでは、子育ての支援の相談体制等についてはしっかりと、毎日というわけにはいきませんが、定期的にそういう相談ができるような体制は取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 何といっても異次元の子育て支援ですから、国の考えることはよく分かりませんが、本当に大変な中で始まる、ただでさえ保育士の奪い合いという状況が今、発生しているわけですから、その中でより一層、そういう状況が加速されるんではないかというふうに思うわけですので、しっかりと体制をつくって、安心して子どもたちを預かれる状況をつくっていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

障害のある人もない人も共に生きる大玉村をより深めるためについて伺います。

村が令和4年に制定した障がいのある人もない人も共に生きる村づくり条例、これは全ての人が障害の有無かわらず地域社会で生活する平等の権利を有していることをうたっておりますが、現実は果たしてどうなのか。

特に、聞こえに障がいを持つ方にとっての手話はまさに言語であり、コミュニケーションを取るための手法です。共に生きる村づくり条例の中でもこのことに触れられていますが、聴覚障がいを抱える皆さんにとって、手話言語条例の制定は大きな意味を持ちます。

国は令和7年6月に手話に関する政策の推進に関する法律を施行しました。手話というものの重要性がより明確になってきたことだというふうに思います。

郡山市議会では議会中継に手話通訳を導入するなど、重要さが増しています。県内でも福島県をはじめ、多くの自治体で手話言語条例が制定されています。

ぜひ、大玉村でも手話言語条例の制定を進めるべきだと思いますが、考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

令和4年6月に制定された障がいのある人もない人も共に生きる大玉村条例、こちらにつきましては、聴覚に障がいのある方を含め、障がいのある全ての方に向けた施策の実現について包含した条例として制定してございます。

現時点では、手話言語に関して現在の条例において十分に反映できるものと考えております、今後必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 手話に特化した、聴覚障がいに特化した条例ではなくて、全ての障がいを抱える皆さんにとっての条例だということも十分理解をしているわけですが、あえて手話という部分について取り上げたわけでございますので、ぜひともいろいろな方の声を聞きながら検討をしていっていただきたいというふうに思います。

この共に生きる村づくり条例、先ほどもありましたように全ての障がいを網羅しているわけですが、具体的に何をどのように進めていくのか、これがあまり見えてこないなというふうに思っておりまして、将来、手話については、窓口でいろいろな来ていただいた方の対応でありなんなりというのは進んでいるとは思いますけれども、そのほか全ての障がいについて包含しているというわけですので、具体的に何かこういう部分はこの条例に基づいて進んでいるのだよというものがありましたら、お示しいただきたいというふうに思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

こちらの障がいのある人もない人も共に生きる大玉村条例、こちらにございます障がい者に対しての合理的配慮、こういった部分におきましては、大玉村でも府内にスロープを造ったりですとか、筆談ができるこういうプレートを配置したりしているところでございます。

また、安達管内では手話講座、こういったことも実施しておりますので、この条例に基づきまして障がい者の理解を深めるような活動を今後も進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 合理的配慮、まさに合理的配慮ってどこにあるのかなというふうに思うんです。すごく難しいんです。合理的配慮という言葉だけが先行してしまっているようにも感じるんですが、部長のほうからも手話講座等々で理解を深めるというお話をございました。

やはり、お互いにお互いを知らなければ理解は深まっていかないわけで、合理的配慮というのがそういう中から生まれてくるのかなというふうにも思うわけです。

県で出前講座として、共生サポーター養成講座というのが行われています。様々な障がいの特性であるとか関わり方であるとか、いろいろ学ぶべきことがこの講座の中に含まれているようですので、ぜひそういう講座を大玉村でも行って、村民だけではなく職員の皆さんも参加をし、職員の皆さん、常にいろんな村民と関わるわけですから、障がいの特性であるとかいろいろ学ぶべきことがたくさんあると思いますので、そういう取組ができるのかというふうに思いますが、考えを伺います。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

ただいま議員さんおっしゃるとおり、村民の皆様はもとより福祉担当以外の役場職員にも、障がいや、それから障がいのある方への理解を深めるといった意味で、そういった講座の開催につきまして、今後検討させていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ゼひ、お願いをしたいと思います。

次に、介護保険サービスを利用できる年齢に達していない方、40歳にならない方ということですね、さらには障害福祉サービスにも該当しない方、例えば若くしてがんに罹患し在宅療養を選択されている方などを支援するための事業について伺います。

県内でも多くの自治体でこの取組が行われています。もちろんお隣の本宮市、二本松市でも行われています。近隣で行われている事業では、在宅療養を進めるに当たり訪問介護や訪問入浴、福祉用具の貸与など、介護保険で利用できるようなサービスを利用ることができ、利用料はおおむね利用総額の1割が自己負担というふうになっています。

社会状況の変化や医療の様々な変化によって、在宅での療養を選択する方も増えています。こんな中、在宅での療養を支援する仕組みがあれば安心して自宅で過ごすことができるのではないかと考えます。大玉村でもこの制度をつくるべきだと思いますが、考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

若年がん患者の在宅療養費の助成につきましては、県内8市村で実施していることは承知しているところでございます。

今後、助成について、実施自治体などを調査しながら検討させていただきたいと考え

えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 支援の仕方はそれぞれ自治体によって限度額、様々だったりもしますが、やはり若くしてがんにかかると、条件を見ると回復の見込みがないがんの方というふうな条件をつけているところもあります。

大玉村では人数はあまりないかもしれません、こういう制度があればこそ安心して在宅という道を選ぶことができるということもありますので、ぜひとも早い段階でこの制度をつくっていただきたいというふうに思います。

最後の質問に入ります。

成年後見制度について伺います。

皆さんご存じのように、成年後見制度は認知症や障害などで判断能力が衰えても、安心してその人らしい生活が続けられるよう、権利を守り、保護、支援するための制度です。

家族形態の変化などにより、高齢期を独りで暮らす方が増えてきている状況を見ると、成年後見制度を利用する人が増加すると思われます。

成年後見制度を利用するには、親族等が家庭裁判所に後見開始の申立てを行うということになりますが、申立てを行える親族等がいない場合は市町村長が申立てを行うことができます。

大玉村ではそのような事例があるのかどうか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

ただいま申し上げました首長申立てにつきましては、大玉村でも実績がございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この成年後見制度、成年後見となれるのは親族、法律や福祉の専門家、市民後見人、法人後見人ということになっておりますが、社会福祉協議会が法人後見を行うということに期待が寄せられております。

社会福祉協議会で行うメリットとして、福祉サービスにおける専門性や地域の関係者とのネットワークを構築しやすいなどの点が挙げられています。成年後見制度を利用する以前から、様々なサービスを通して信頼関係がつくれるということも大きいというふうに思います。

近隣自治体では、この法人後見についてどのように取り組んでおられるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

近隣市町村の動向でございますけれども、本宮市におきましては、社会福祉協議会におきまして中核機関と呼ばれる後見人を扱う業務を来年度から実施する予定となっ

てございます。また、二本松市につきましては、中核機構につきましてはいまだ検討中ということで、社会福祉協議会などと協議を進めているという状況でございます。

法人後見につきましては、本宮市社会福祉協議会では既に実施しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 本宮市では社会福祉協議会が法人後見を行っている、もう既に始まっているということでございますが、大玉村でもこれらを見据えて法人後見を行える機関というのを整備すべきではないかというふうに思います。

社会福祉協議会が法人後見を行えるような支援をしていくべきではないかと思いますが、考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

庁内担当のほうでも、先ほど申し上げました中核機関の立ち上げにつきましては検討を始めているところでございます。これを社会福祉協議会にお願いするか、また担当のほうで担うか、その辺につきましてはまだ検討中でございます。

今後とも社会福祉協議会も入れて、連携しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 法人後見、大変難しいことではありますが、将来を考えれば、やはり社会福祉協議会が法人ですので、1人で担当するわけではありませんし、いろいろな意味でネットワークをつくれるのかなというふうにも思っておりませんので、ぜひとも社会福祉協議会にそういう支援を行いながら、法人後見の整備を進めていっていただきたい。

加えて、先ほど来出ております中核機関についても、広報活動であったり市民後見人の育成であったり、大変重要な実務を担う機関だというふうにも思っておりますので、ここもしっかりととした取組を進めていってほしいというふうに思います。

住民の福祉向上、これが地方自治体の本旨であるというふうに村長の所信表明でも述べられております。誰もが安心して暮らすことができる地域社会をつくること、まさに村長が言う村民に日本一近い村政の実現が今こそ求められていると思います。村長の思いを改めて伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えいたします。

大玉村は各種施策を実施しておりますが、子育て支援センターが完成し、機能することによって、ある程度子育て支援については充足するのかなというふうに考えておりますので、それはあとは運用次第というふうに考えております。

そして、これから取り組むべきものは、やはり高齢化社会の到来は間違ひなく、ま

だ福島県で下から2番目ぐらいですね、高齢率は、率からいうと非常に低いんですね、大玉村は。ただ、確実に数は増えておりますし、率の問題だけですので、それについて、これから高齢者の問題についてはしっかりと取り組む必要があるなと考えていますので。

今の成年後見人の問題も含めて、もう一つは今、考えているのは、最期のときに独り暮らしの高齢者で身内もいない、それから世話をする方もいないという天涯孤独の高齢者が、最終的に大玉に住んでいてよかったなと思えるような政策は何なのかということをしっかりとつくっていくということは、これは4期目の一つの課題というふうに考えてます。

それは最期の始末まで含めて、人生の始末まで含めて村で対応する方法を考えていきたいと。これはどこで担うか、役場が担うのか、先ほど言ったように社会福祉協議会のほうにそういうしっかりとした体制をつくって担っていただくのかを含めて、できるだけ早い時期にそれをやっていきたいなど。

それから、あと徘徊の問題とかについても、できるだけ早く問題について対応しますというふうに言ってまいりましたので、これについても4期目の重要な課題ということで、先ほど言いましたように高齢者に対する施策というものはこれから大変重要になってくると。しかも、迅速に対応しなきゃいけない問題だというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、11番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時31分)